

第九十一回 参議院内閣委員会會議録第十一号

昭和五十五年五月六日(火曜日)
午後一時開会

委員の異動

四月二十四日

堀江 正夫君
市川 正一君
井上 計君

補欠選任
永野 嚴雄君
山中 郁子君
柄谷 道一君

四月二十五日

永野 嚴雄君
堀江 正夫君

補欠選任
堀江 正夫君

四月二十六日

柄谷 道一君
井上 計君

補欠選任
井上 計君

五月二日

山中 郁子君

補欠選任
市川 正一君

五月六日

森田 重郎君

補欠選任
楠沢 弘治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

古賀雷四郎君

委員

岡田 広君
林 寛子君
林 道君
村田 秀三君
中西 一郎君
原 文兵衛君
堀江 正夫君
堀山 篤君
山崎 昇君
和泉 照雄君

國務大臣

農林水産大臣
國務大臣

田代富士男君

政府委員

行政管理局長
官房審議官

中 庄二君

行政管理局長

行政管理局長
監察局長

佐倉 尚君

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

渡邊 五郎君

農林水産大臣官房審議官

農林水産大臣官房審議官

塚田 実君

農林水産省農蚕園芸局長

農林水産省農蚕園芸局長

二瓶 博君

農林水産省食品流通局長

農林水産省食品流通局長

森実 孝郎君

農林水産省技術會議事務局局長

農林水産省技術會議事務局局長

川嶋 良一君

食糧庁長官

食糧庁長官

松本 作衛君

常任委員会専門員

常任委員会専門員

鈴木 源三君

説明員

厚生省環境衛生局長
局食品衛生課長
厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長

斎藤 乃夫君
杉戸 大作君

本日の會議に付した案件

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政管理局設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(古賀雷四郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、森田重郎君が委員を辞任され、その補欠として楠沢弘治君が選任されました。

○委員長(古賀雷四郎君) 農林水産省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案につきましては、前回趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○村田秀三君 本委員会は、先日、農林水産省設置法審議のために横浜の生糸検査所を拝見させていただきました。私も認識を改めたわけでございます。生糸産業と言えはこれは日本古来の有数な産業でもあったわけでありまして、とにかく、単に国内ばかりではなくて、横浜生糸検査所で策定をされた基準が全世界の生糸の流通の一つの基準になっておる。生糸を使用する消費者に多大な安心感を与え、しかもそのために業界が発展をしたということにも通ずると思うわけでございまして、かなり歴史的に評価されてよろしい、こう思つてもまいりました。また、あれほどの設備、機器、よくやつたものだということそんな感じもしないわけではございませんが、しかし、この法律はその生糸検査所を廃止して、農林規格検査所ですか、それに統合する、こういうことになっておるわけですね。その統合の理由、統合と言えは体裁はよろしいわけですが、廃止とすると聞かされたら、まあ統合も同じことではないでしょうか、という理由でございまして、この際伺つておきたい、こう思います。

○國務大臣(武藤嘉文君) 私どもは農林規格検査所へ統合という表現をいたしておるわけでござい

ます。そこで、なぜそれじゃそういう形で統合するかということでございますけれども、いま御指摘のとおり、これは大正明治以来の古い検査所でございます。そして、今日までその歴史をたどつてみますと、日本の輸出振興のために大変役立ってきた検査所であると思つております。しかしながら、時代の変化もございまして、また世界的に消費の変化もあつたと思うのでございまして、

でも、現時点におきましては、昭和四十九年以来生糸の輸出は皆無でございまして、また、日本の国内におきましても生糸の需要は非常に伸び悩んでおるわけでございまして、そういう観点から今日まで振り返つてみますと、その最初のでき上がり、そして、その歴史の中で存在意義のあつた点についての、特に輸出生糸などの検査については皆無であるというようなことから見て、必ずしも従来の目的を達するような態勢にはない。しかしながら、いま御指摘のありましたように、この国営の生糸の検査は世界的に見ても大変高いレベルにあるわけでございまして、そういうものの業務はこれは残していかねばならない。そうなりますと、たまたま農林規格検査所と建物は一緒でございまして、また事業の内容からいってもそういうものを検査をするという点においては共通の業務でもございまして、そういう意味において統合しよう、こう考えたわけでございまして、

○村田秀三君 その問題についてはまた後ほど触れますけれども、いまの絹製品消費伸び悩みと、こういうような言われ方がなされました。しかし、私が資料を見ます限り、消費の動向というものとは何と云いますか、先行き不安を感じるというものはなからうと思つておる。それには価格の面、宣伝の面ということもよりありません。と申しますのは、生活が安定をしてまいりますと、どうしても身の回りを小さくはし

たいとか、よいものを着ようとするような方向に行くことは、これ紛れもない人間の心理でありますから、そういうことでむしろ宣伝をしなくてはなるまい、こう思つて考えておる一人であるわけでありますけれども、その問題は別にいづれかの機会で、まあそれは主として農水委員会ということにもなりましようが、やってみる機会があればやるといふことにいたしますけれども、どうもこの生糸検査所の廃止問題——統合というけれども、私は廃止と、こう実は言つておるのであります、これは私一人の直感ではなからうと思ひますけれども、何となく日本の生糸産業に對し、蠶蠶業に對し、これを行政的に放棄する方向に歩み始めたのではないか、こういう実は危惧を持つてゐる者の一人であります。検査それ自体が産業と直ちにかかわりを持つということではないと思ひますけれども、何となくそういう感じを持つておる。

具体的に申し上げますと、二、三の点について考えられるのでありますけれども、最近、通産省の事務次官の矢野さんの発言問題が新聞にも大きく取り上げられ、そしてまた国会の場でもかなり議論を呼んだようであります。あるいは当事者間では一応の決着がついたというふうに理解されておるかもしれませんが、私は決してそうではないと、こう思いますね。問題は姿勢と発想の問題でありまして、そういう意味では、この矢野発言問題についてこれまでの経過を、農林大臣は主としてかかわってきているわけでありますから、若干御報告をいただきたいと思います。

○国務大臣(武藤嘉文君) 矢野発言というのは、何か京都で会合がございましたときに発言をしたことが京都の読売の地方版に取り上げられたというところでございます。その内容につきましては、絹織物業者を救うためには外国の生糸を使つたらいと、外国の生糸を使うためには、いま日本の養蚕農家があるわけでございますから、二年間ぐらい仕事を休みなさいと、そうしてその間に、そうなると二年間生糸の流通がなければ、日本の養

蚕農家は立ち行かなくなるのではなからうか、こ
ういうようなたしか発言であつたようでごさいま
す。

それからもう一つは、生糸の一元化の問題も、だからそういう点からいけば、しばらくの間あなたはたがが生糸を使わなければ生糸の一元化も必要なくなるのではないかと、こういうようなこともあったかと思えます。

そこで、私どもとしてはいままです日本の養蚕業を、決してもうそういうものではなくてもいいという考え方を持っていないわけでございまして、今年度の予算の中でもやはり養蚕業については養蚕振興のためにいろいろな予算を組んでおるわけでございます。そういう私どもの立場からいたしますと、大変これは不謹慎な発言でございしますのでも、まず農畜園芸局長から通産省に對しまして嚴重に抗議を申し込んだわけでございます。それから、私の方からも佐々木通産大臣に對して嚴重に抗議を申し込んだわけでございます。

それに対して通産省としては、まず次官からは、新聞記事は必ずしも自分の真意を伝えておるものではない、非常に誤解を招いた記事なので、こういうものについては全面的にひとつ、それは自分の書いたものでもないし、必ずしも発言がそういう形に書かれてもないし、新聞記事について誤解を招いておるようなところは全面的に撤回をさせていただきたいというようなことでございました。で、まあその間いろいろとやりとりがあったわけでございますけれども、最終的には通産大臣から、そういうことで本人に聞いたところ、決して本人の真意のように記事も書かれていないし、本人の真意として養蚕業を否定するようなことは絶対にない、一元化輸入についてもいまこゝで簡単にやめられるようなものではない、こういうことを本人が言っておるんだから、ひとつぜひ御理解をいただきたいということを通産大臣から私のところへ言っていました。通産大臣から言ってくるのと少し後になりましたけれども、次官本人も私のところへ参りまして、そのような趣

旨を私に話をいたしましたて、ぜひ御理解をいただきたいということであったわけでございます。

私も同じ政府の中でございますので、そこま
で本人が言っておることと必ずしも新聞の言っ
ておることは一致していない。それから、私ども
進めておるいまの事業に対して否定するもの
ではない、こういう点をはっきり本人が申し
ましたので、そうして大臣からもそういう
ことを言っていましたので、同じ政府の中
でいつまでも角突き合はしてゐるのも問題
があろうということ、私どもとしては一応
それで決着をつけたと、こういうことでござ
います。しかし、その後いろいろと議会の
方においてもこの問題については引き続き
御議論があるようでございまして、私ども
はそれとして、私ども余り政府内部で角
突き合わせるのもどうかということで一
応決着をつけたと、これが実情でござい
ます。

○村田秀三君　ゴカイでもハツカイでもないと思うんです。言ってみれば本音だと思っんです。率直に言つて、織物業界が輸入量を拡大しようと考えていることは私も承知をいたしております。安けりやいいということになりましょう。コストダウンいたしまして利益を拡大しましょうと、こう考えるのは当然であります。そこで、あるいは農林省のやつている施策を否定はしない、この気持ちもまあ正直言つて私も認めますけれども、役人は慎重にもかかわらず、比喩にしてもまことにけしからぬ発言だと私は思いますね。首とつてもいいと思っんですよ、はっきり言つて。そして、その背景を私は憂慮するわけです。

本問題をいろいろと審議するためにもございまして調べておりましたら、ことししの基準系師は三月二十九日に諮問が出されたのですか、農水におりませんから私も見落とすこともあるわけでありますけれども。二十五日に自民党の繊維対策特別委員会、この委員会が基準系師の据え置き——まあ新聞を見れば下べ系師撤廃と、こういうのであります。安定帯の下限価格という意味だと私は思いますけれども、この撤廃。そして、一元化輸

入の撤廃を政府に申し入れたと、こうなっておるわけであります。

同じ党であっても議論がさまざまあるのは私は承知をいたしておりますけれども、少なくともこの特別委員会が決めて政府に申し入れたとするならば、これは与党・自民党の方針として出されたものかどうか。私の方の党の例を申し上げまして恐縮でございますが、一つの方向がある、流れがある、その流れに合致しておるならば、まあまあ部会で決めて政府に申し入れるなどということもございますけれども、少なくとも重大な問題である限り、党の話がまとまっていけないものを政府に申し入れをするなどということは普通あり得ないわけですね。それが真実であるかどうか。と同時に、この背景があるからこそ、いわゆる矢野発言というものが安易になされたものと私は理解せざるを得ない、これが一つであります。どうお考えになりますか。

○國務大臣(武藤嘉文君) 私どもの党の織維対策特別委員会です。そういう決議がなされたということ、は承知をいたしておりますが、ちょっと説明をさせていただきますと、党の最終的な決議ということになるためには、織維対策特別委員会というものは私ども政調会の中にあるわけでございまして、まず政調会の政審を通らなければなりません。それから、それを通りました後また総務会で了承を得なければ党の決議とならないわけでございまして、この決議は、織維対策特別委員会では確かに決議されたようでございますが、政調の政審にも実はかかっていないわけでございます。いわんや、総務会にはかかっていないわけでございまして、政調会の一部門での決議であると、こういうふうな私どもは理解をいたしておるわけでございまして。最終的な自民党の決議ではない、自民党の政調会の中の一部門での決議である。だから、希望的な一つの考え方だと、こう私どもは受けとめておったわけでございまして、私ども農林水産省の関係でございますと、自民党の政調会の機関では、農林部会なり総合農政調査会というものがあ

議決定をされているように思います。閣議決定をされたのでありますから、この蚕糸事業団について

桑を抜けというときには植えた方がよろしい、これが養蚕農家の異口同音の言葉でありました。し

いずれ法案が出てまいりますならば、そのときはそのときの立場で私はまた議論をいたします。

かと思ひまして、決して爾糸價格安定法そのものを否定しておるものではないと私は判断をいたし

うふうに考えております。現在時点においてはどのぐらいかと申しますと、五十三年度を一応基準に考えておりますが、五百六十八人の定員でございいます。それを六十三年度当初に百九十人というところまで縮減したいと考えております。

このためには、何といましてでも配置転換を積極的に進める必要があると考えております。したがって、今後当事者はもちろんのこと、受け入れていただきます機関のいわゆる受け入れ側の十分な理解を求めていきたいというふうに考えますし、それとともに、生系の検査ばかりやってきている方々でございいますので、やはり一般事務等につきましても研修も十分実施していきたいというふうなことでたまたま申し上げましたような生系検査関係職員の円滑な配置転換等を進めていきたいというふうに考えておる次第でございいます。

○村田秀三君 この六十三年度までに百九十人程度にと、こういうことでありますが、これはもちろんこの規格検査所に統合をして生系の検査部門に携わる者が百九十何人だと、こういうことだろうと思うんですね。そうすると、この検査業務というのは相当に減少するという見通しなわけですね。そんなに急激に日本の養蚕業が衰微するとも考えられませんが、それは輸入も含めて消費が減退するとも考えられない。だとすれば、まあ先日参りましたときに、主たる製糸工場等には自主検査を云々という話を聞いてきました。ここでその比率をいま言ってみても仕方ないわけですが、この自主検査を奨励するとか、あるいは養蚕業それ自体が衰微するという、そういう予想でなければこういう数字は出てこないわけですね。

そこで、申し上げたいわけでありましてけれども、まあこれは計画でしょうから、必ずしも業務に合せて六十三年度百九十人にならなかつたてよろしいんだということもあるでしょうから、少なくともこの検査というものは、何かこうがんにがために民間の企業を縛りつけると、こういう考え方を持てば私はこれ問題があると思うんであります。

すけれども、しかし、少なくとも検査があるからこそ養蚕業それ自体もお蚕さんの品質改良から桑の改良から全部やってきたんだらうと思うんですね。それを野放しにして、それは確かに民間企業を信用しないわけではございませぬけれども、それが大企業であればある程度理解はできるけれども、中小企業になつて、とにかく国費を投じてつくった施設までできるはずがないわけでありまして、から、ということを考えるとするならば、これはやはりこの計画というものは私は問題視しなければならぬと、こう思います。

したがって、いわゆる自主検査と言つてもそんなに安易に考えるわけにはまいらぬわけでありまして、つまり国がする検査機関というものをフル回転して、そうしてやはり将来の養蚕業を展望していく、生系産業を展望していくというたてまえに立たなければ私は非常に問題がある、こうたてまえは指摘しておきますが、これについて農林水産大臣いかがでしょう。

○国務大臣(武蔵野文君) 正直いま現時点において多少余裕があるわけではございます。そういう点においては、今後とも計画的にある程度縮減を図っていくるんではなからうかと思つておるわけではございます。

いま御指摘のとおり、六十三年に百九十人というのを一つの目標に置いておりますけれども、もし非常に生系の需要がまた盛んになりまして、そしてどんどん検査がふえてくるというような場合はあるかと思つてございいます。ただ、私どもは自主検査も、特にいま御指摘のように中小企業の場合はむしろかきいと思つてございいます。大手の製糸業の場合には相当自主検査をやつていたでいて、そういうところでの処理能力あるいは今後の生系の需給動向、それからいまわりの間に現在の生系検査所において余裕の力といひますか、まあある程度余裕があるわけではございまして、そういうものを踏まえてまいりますとまあまあその程度まではいけるんではなからうかと、こういうふうに考えているわけではございいます。

度まではいけるんではなからうかと、こういうふうに考えているわけではございいます。

○村田秀三君 それはひとつ慎重に当該労働者あるいは労働組合等の意見もよく聞きながら、結局われわれも納得できるような措置が今後とられるように強く希望をしておきたいと思ひます。

ところで、その検査の問題であります。まああちよつと古い話で——古いと言つてもことしの話でありますけれども、ことしの一月の十二日、過酸化水素の使用を禁止した報道がありました。これ、関係業界はショックを受けたと、こういうことであります。まあ業界ばかりじゃなくて、シヨックを受けたのは消費者だと思ひますね、とにかく発がん性物質を食べさせられていたわけですから。好んで食べたんじゃない、それを食べなければ食べざる物が無い、こういうことになりましたね。食べさせられておつた。

それで、当時の新聞ずうつといひますと読み返してみただけでありますけれども、農水省はこの過酸化水素を添加したとしております。市中流通の食品を回収することを検討しておる、こういうふうに出ておるわけですね。

まゝお聞きしますけれども、この過酸化水素を添加しておりましたかまぼこであるとか、うどんであるとか、その他ありますけれども、この中でJASをとつておつた製品、あるいはまあ会社ですとか、同じうどんでもとつておるところととつておらないところあるんだらうと思ひますね。とつてなければ、ない。回収したのかしないのか、これについてひとつお答えいただきたい。

○政府委員(森実孝郎君) 過酸化水素の使用が問題となりました商品としては、ゆでめん、それからかまぼこ、しらす干し等が問題だらうと思ひます。

まず、ゆでめんにつきましては、これは実は完全な生鮮品、日配ルートに乗つておる生鮮品でございまして、JAS規格は制定されておりました。かまぼこでJAS規格が制定されておりましたのは特殊包装かまぼこだけでございまして、これは

についてはすでに過酸化水素の使用は規格上認めておりません。かまぼこにつきましては、過酸化水素の使用は、JASの制定されております特殊包装かまぼこについては認めておりません。それから、しらす干しにつきましては、これはJAS規格はございませぬ。

そういった意味で、実際問題として、JAS規格が制定され実施されております商品で過酸化水素を使用している商品は現在までのところございませぬ。

○村田秀三君 流通されておる関係食品を回収するといふ、それを検討するという報道がありました。それが、それについての措置はどうですか。

○政府委員(森実孝郎君) ゆでめん、かまぼこ等、あるいはかまぼこの一つの態様として各種の製品があつたわけではございしますが、これらにつきましては、研究グループのいわゆる研究結果が厚生省によつて発表された翌日から業界は出荷を停止しておりますし、また、すでに出荷されたものについても回収されておりました、ほとんど売られておりません。それから、しらす干しにつきましても、現に取引が激減いたしました。関係業界も出荷をその後行つていないという姿になっております。

○村田秀三君 いま細かに議論している時間がございませぬが、いろいろと農水省の方々に聞くわけでありまして、

かつて私は乳等省令を改正する議論を農水で行つたことがありますが、実際に改正をしたのでありますけれども、とにかく食品衛生法とこの農林規格法ですか、との関係というものは非常に微妙なわけですね。この問題一つとつてみて考えることは、使つていいものは、これは厚生省でございませぬ。しかし、つくとつて、食品をつくる方の関係になりますと、これは農水省ということになります。両省とも国民の安全衛生を確保し、農水省は特に食品の安全について責任を持たなければならぬ。これ行政官庁であります。こう考えてみますと、申請が出されて検査をして、そしてJASマ

一ツの使用を許可する。商売する方は信用を得て商売が拡大するということになるかもしれないが、申請をしないでもそのまま流通させておいて、そして保健所の手にかからなければそれはそのままだから責任追及されないというような姿勢では、やはり行政としてどこかに欠陥があると私は思うんですね。

きょうはその問題議論しようと思いましたが、私の持ち時間はあと五分になりましたから申し上げるわけでありますが、農水省はやはりこの検査業務というものについて、厚生省がこうだからというんじやなくて、かまば一社だけあんだ、JASマーク与えて、それで事足りるんじゃないんじやなくて、どこかまばこだつて買つてきて検査をするくらいは積極的なやはり姿勢を示してもらいたいと思います。

それと同時に、厚生省とこれ議論しなくてはならぬのでありますけれども、とにかく科学者がこれは発がん性物質でありますよと、BHT以下、五十一年に厚生省の委託研究班が十品目について発表している、そしてこれ禁止しなさいと、こう言っているにもかかわらず、まだそれも禁止されておられないという経過がありますね。まあ一説には過酸化水素を使っている工場は零細である、BHT等使っている乳製品は巨大企業であつて、巨大企業が政府に圧力をかけるからこれは禁止にならないで、中小企業だけがいきめられているなどというふうな説も新聞に公にされている。これではいかぬと思うんです。ということで、もっと積極的に私はやってもらいたいと、こう思うんです。ありますが、どうでありますか。

○政府委員(森実孝郎君) 御指摘のように、化学添加物でいわゆる発がん性の懸念のあるものについては、たとえば過酸化水素のように発がん性の程度と申しますか、必要濃度が非常に高くなければ発がんしないというものであつてもこれを禁止していくことが食品衛生の基本理念であり、その決定というものは食品行政としてもしっかり受けとめていく必要があるだろうと思っております。

御指摘のように、やはり食品衛生行政と品質管理あるいは検査に関する行政の極力統一的な運用を図ることは重要なことだろうと思っております。そのような意味で、一つはJAS制度における承認・認定工場についても施設基準や品質管理基準を決めておりますが、当然これは食品衛生法が予定しております基準と実質的に同一な基準で認定をやっております。これ以外に、さらに登録格づけ機関や国が調査を行つておりますが、この品質管理状況の調査に当たつては、御指摘のような点についても十分配慮いたしまして調査し、指導を行つております。

さらにチェック、具体的な検査を通じてのチェックの問題でございます。これにつきましては、登録格づけ機関が行いますいわゆる格づけ検査の際に、たとえば大腸菌とかなんとかというふうな食品衛生上問題のある問題につきましては、特定項目を決めまして分析検査を行つたてまえておいております。また国が市販品の買い上げ検査を行つておりますが、この際は登録格づけ機関以上にやはり対象項目を広げまして、添加物、細菌等につきましても分析結果を実施しております。こういった食品衛生にも配慮した統一的運営につきましては、御指摘のように非常に重要な問題と思つておりますので、今後とも強化してまいりたいと、このように思っております。

○村田秀三君 きょうの新聞を見ましたら、とにかく乳幼児の骨折が過去十年間で二倍になつておると、こう見出しでかなり衝撃的な報道がなされておりました。これは間違いなからうと思つておられます。われわれ自身周囲を見てそう感じております。その原因は何かと言へば、運動不足であるとか、あるいは食品添加物の影響であるとか言われれておりますけれども、いずれにいたしましてもこれは食品の問題だと思つておられます。これは見逃すわけにはいかぬと思うんです。われわれ育つたときに、これは子供のころ母乳で育つた。母乳を離れるころには米のおかゆをつくつて、それにかつぶしか何かかけて食べさせら

れたものです。ところが、いま育児の方法を見てもみますと、母乳なんていうのは――容姿端麗にしたいという人間のそういう気持ちにはわかりませんが、初めからやらない人もおるんじゃないでしょうか。やつてもものの一週間か十日、後は全部ミルクですよ。そのミルクにカルシウム分が不足してゐる。骨格形成の、恐らく目で見ても顕微鏡で見ても、そればかりではないところの何かが母乳にある。だとすれば、これは農水省が厚生省よりもいち早く、十年間で二倍の骨折起すところの乳幼児の骨格形成をやつてしまつたという反省を私は持つてもらいたいと思つておられます。ずいぶんこの添加物の問題でもやつてまいりました。

そして、自然食品の普及についても発言をしてきた時期があります。これはすべてやはり農水省の責任だと私は思つてもらいたい。そういう立場で私は、つまりこの検査所の機能というものを直直す必要があるし、場合によつたら私は、厚生省がこういう基準を出してありますからそれには逆らひませんなどと言わないで、科学者が十品目これは禁止しなさいと出した、厚生省はそれを禁止しない。しないけれども、実際にその食品に添加されておるとするならばその影響調査を積極的にやるくらいは私には責任を持つ必要があると、こう思つておりますが、農水大臣はどうですか。

○国務大臣(武藤嘉文君) まあ日本のいまの行政機構は縦割行政でございまして、いまの御指摘は、縦割行政に多少挑戦をしなければならぬというお話ではないかと思つてございますけれども、私も、食品衛生の關係はやはりあくまで厚生省の所管ということになつておりました。今回のいろいろの問題についてももちろん厚生省とも相当議論はやつてきたわけでございまして。

いまの御指摘は、発がん性の物質がどうも厚生省ではつきりしなくても農水省はもつとはつきりすべきではないかということでございますが、これは私は率直に言わしていただければやはり逆でございまして、そういうような疑いがあるものならば、やはり厚生省が所管でございますから積極

的にいくべきでございまして、私どもの方にそれだけの、なかなか農林規格検査所にも力はございませぬし、私どもとしては一番理想を言えば、やはりわれわれは農業を振興しているんでございまして、余り心配のある農業も使われないように、また添加物についてもできるだけ心配のあるものは使われないようにというのが私どもの立場ではなからうかと思つてございまして。ですから、こういう添加物があるからというんじやなくて、なるべく添加物をしなくて農業でつくつたものを極力食べていただけるようにするというのが私どもの立場であらうと思つておられます。そういう方向で努力をしてまいりたいと考えておるわけでござい

○村田秀三君 自然食品のこれは使用といひますか、運動について大分理解を示されたようにも思ひますので、これを積極的にひとつ農政の中で具現してもらいたいと思ひます。と同時に、この種の問題は、政府部内の意思不統一などとは言ひません、これは競合する機関があつていいんです。大いに農水省と厚生省はけんかをしてもよろしい、こう私は思ひます。まあそれ以上の答弁はできなからうと思ひますからきょうはやめておきますが、いづれまたやります。

ところで、この規格検査所が生糸検査所の方々を収容して、陣容は増加するわけですね、まあその大きくなからうと思つてありますけれども、で、いろいろと聞きますと、検査業務も大事であるからなすためには研修もしよう、ひとつ、つまり何といひますか、主役にはなれないにせよ、わき役といひますか、そういうことでよくなれていただいて、融和を保つて円満に運営していきましよう、こういうのがこの前調査に参りましたときの所長初め局長等の答弁でもありました。そこで、いま私が規格検査所の問題について申し上げましたのは、きわめて国民生活にとって重要であり、しかも永久に日本民族の将来を展望して重要であるから――これはもちろん民間の製造

業者を私は疑ってみたいものでは決してございませぬけれども、つまりこうした競争の社会といふことになりまると、えてあがちなことである。百人のうちたった一人がそういう考えになる、あるいは考えがなくて間違つて使うといふことになることは大変な問題になるわけでありまゝから、事は重大であり、これを積極的に進めるといふ立場に立つて考えてみた場合に、決して生糸検査所から統合されてまいりますその方々に対して、人がふえたから仕事をふやすという考え方はなくて、当然仕事はあるんだと、その仕事を遂行するために陣容を整えたんだといふような観点に立つて私は今後考えてもらいたい、こういうことを強く申し上げるわけであります、いかがでございますか。

○政府委員(森実孝郎君) 規格検査所のこれからの組織や機構のあり方の問題、あるいは業務のあり方については、毎年予算その他を通じて決定していかなければならぬわけですが、やはり御指摘のように、消費者の関心の高まりに対応いたしまして消費者行政の充実を図っていく必要ならぬ。さらに、何といたしても食品産業は中小企業の多い分野でございますから、やはり品質管理に関する企業態様の充実を図っていく必要ならぬ。そういう点を考えますと、やはり検査を中心にした品質管理の技術センターとしての農林規格検査所というものが、これはこれから機構、人員とも確保し、充実をしていかなければならない状況にあると思ひます。具体的な社会的ニーズを受けとめまして、そういった機構の整備、人員の確保を図ることを配慮するわけでございますが、そういった中で、やはり人員の積極的な転換と申しますか、活用といふ問題についても積極的に取り組んでまいりたいと思つております。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 農林規格検査所の、特に消費者行政という面においての役割りは今後とも大変重要になることは当然でございます、そういう面において、必要に応じて私といたしまし

ても充実に努力をしてまいります。

○田代富士男君 今回の農林水産省設置法の一部改正は、御承知のとおり、全国民から求められている最大の課題であります行政改革の一環として行われるものでございしますが、その内容は、ただいまも種々論議されましたとおり、生糸検査所を農林規格検査所へ吸収統合するとともに、農林規格検査所の所掌事務を整備するといふものでございしますが、これまでの生糸検査所が持つ機能を農林規格検査所が受け継ぐというだけであるならば行政改革の名に当たらないと思つてござい

す。そこで、まず初めに、この改正を機に農林水産省は、現在の国立ないしは指定検査と民間の自主検査、二本立ての生糸検査体制のあり方を今後どのように合理化していこうとするのか、特に行政改革の観点から最初にお伺いしたいと思います。

○政府委員(二瓶博君) ただいま先生からお話しございましたように、現在生糸の検査につきましては、三本立てといふかあるいは二本立てといふか、検査機関が多々ございします。まず一つは国立の生糸検査所、これで検査をする国営の検査、それから指定検査所といふことで財団法人なりあるいは県みずからが検査をする、そういう検査といふものと、もう一つは、製糸工場みずからが自主的に検査をするという自主検査とございします。

ただいまのお話は、国立ないしはそういう指定検査機関による公営的な検査と民間の自主検査、この二本立てといふのを今後行政改革の観点からどういふふうに合理化していくのかというお尋ねでございます。

私たちがいたしましては、これはそれぞれの特色がございします。国の方は、これは何といひましても長年の実績もございしますし、検査水準も相当高いわけでございます。生糸価格の形成なり全国の流通といふのは、この検査所の検査を基礎として行つておるわけでございますので、今後農林規格検査所に統合されましても、やはり中核的なものとして、検査数量はたとえ少なくとも、ここが

中心でやつていこうという感じは持つております。それから、指定検査所の方につきましても、それぞれ地域のいろいろな流通との関連等もございまして、国営検査を補完するといふことでやはりできておりますので、新設といふことはこれは考へられないと思ひますが、一応そういう形で必要なのはやはり残つていくであろうと、あとは自主検査でございますが、これは工場みずからがやつていくわけです。

そこで、一体この三つあるいは大きく言つて民間とその他の二つといふのをどう持つていくかという際に、私たちの考え方といたしましては、行政改革の観点もございしますし、いわゆる自主検査を伸ばしていきたいといふふうに考えております。ただ、この自主検査は、私たちの見通しとしては大体六十三年度ごろに、現在大体七〇程度の検査数量全体のウエートが自主検査の対象になっておりますが、五割ぐらいまでは持つていくかなと思つておるんですが、そこまで本當に持つていくのか、考え方としては最大限努力してもそのぐらゐかなという感じをいたしております。と申しますのは、大工場の方は検査設備なり検査人員を抱えましても、これが生糸のコストにそう響かないわけでございますが、零細中小の製糸工場等におきまして、それぞれが検査設備を持ち、検査要員を抱えるといふことは相当のこれは経営的な負担になりますので、自主検査を積極的に伸ばすにいたしましてもおのずから限界があるといふふうに考えております。

したがいまして、将来、自主検査が相当進めば国営検査の対象数量も減ってくるというところで、先ほど申しました六十三年度当初までに百九十八人といふふうに言ひましたのも、そういうような観点に立つてでございます。ただ、国営検査はやはり中核のものでございしますので、りっぱな検査ができますように、そういうかつこうでの要員確保をいたしたいといふふうに考えております。

○田代富士男君 次に、近年、生糸の生産数量並びに輸出数量の減少傾向が続いております、これは御承知のとおりだと思います。特に昭和五十年以降、輸出数量はついにゼロを記録してあります。生糸検査所の統合もまたやむを得ないと思はうが、全国には約二十万の養蚕農家がおられるわけでございます、また、ただいまもこの委員会質疑が行われました矢野通産次官の発言に抗議する集会には関連業界代表が七千名も集まつたといふことを聞いておりますが、その関連業の、このような業としていらっしゃる皆さん方から、これだけ多くいられることは明らかでございます、これらのこともまた忘れてはならないと思つてございします。

そこで、行政改革の実を上げるとともに、関連業界の保護、育成をいかに図るかがこれからの重要な施策になるのではないかと思います。この点は農林水産大臣の方針を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(武蔵嘉文君) いま局長からもお答えをいたしましたように、今度の法律の改正は、いま御指摘のように生糸の輸出が五十年以降ゼロになつてしまつたこと、また正直、生糸の自主検査も相当進んでまいりまして、国営の生糸検査量が減つてきたといふこと、こういう点において行政機構の改革の一環として考えたわけでございします。それが必ずしも養蚕農家を否定するようなことには結びつかないわけでございます、この点は私どもはよくぜひ御理解をいただいております、と思つてございします。

私どもといたしましては、日本の養蚕業の今日までの役割り、また現時点においても農山村あるいは畑作地帯、ここにおいてのやはり基幹的作物として定着をしておるわけでございしますし、あるいは複合部門として今後とも養蚕といふものが農業の中で十分位置づけられていくと考えておるわけでございします。

ただ問題は、しかしながらそういうことではございませぬけれども、やはり養蚕業の振興といふ点から考えますと、養蚕の生産性をもつと高めていかなきゃならぬといふことも、これは当然国民に対して私どもは行つていかなければならない施策

だと思っておるわけでございます。たとえばいまの予算の中でも高効率養蚕農団地の育成であるとか、あるいは山村地域における養蚕の営農の育成であるとか、いろいろと生産性の高い効率のよいひとつ養蚕業になっていただくための施策を進めておるわけでございます。そういうようなことは今後とも私は十分努力をいたさなければならぬし、その点は養蚕農家もぜひ御理解をいただきまして、近代化、効率的なひとつ繭生産には取り組んでいただきたい、こう考えておるわけでございますけれども、そういう気持ちと私どものこれから進める政策とがそういう形で一致してまいりますときには、今後とも養蚕業というものは日本の農業の中で重要な分野として十分私は活躍をしていただけるものと思ひ、私もそう思う方向に努力をいたしたい、こう考えておるわけでございます。

○田代富士男君 次に、農水省のJAS規格についてお尋ねをしたいと思ひますが、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の立法趣旨について、まずお尋ねをしたいと思ひます。

時間の制限がございますから、御答弁も丁寧でありたいんですが、要点のみお願いをしたいと思ひます。

○政府委員(森実孝郎君) 現在のいわゆるJAS法におきましては、食品等の農林物資につきまして、品質の基準と表示の基準を内容といたしましてJAS規格を定めて、第三者の検査により規格に合格したものはJASマークを付せられる。これを通じて品質の改善、取引の単純、公正化というものとやはり消費の合理化に資していきたいと考えているわけでございます。

第二のポイントは、いわゆるJAS規格が制定されている農林物資でも必ずしもJASマークが付けられるわけではございませんので、特に必要なものについては、消費者の経済的利益と申しますか、購入への手引きといたしまして品質に関する表示の適正化を図る必要がある加工食品等につきましては、やはり品質表示に関する基準を定めて

おりまして、JASマークがないものでも、こういったものについては消費者の消費選択が可能になるよう配慮しているわけでございます。

これが現在のJAS法の概要であり、ねらいでございます。

○田代富士男君 ただいま御説明がございましたとおり、JASは大いに活用されるべきものでなくてはなりません。JASが食品製造業者に実際の程度活用されているのか、掌握していらっしゃる範囲内、御答弁願いたいと思ひます。

○政府委員(森実孝郎君) 現在、JAS規格が制定されているものは四百三規格と、かなり広範囲にわたっております。

それから二番目に、消費者自体はJASマークについてはほとんどすべての方がこれを知っているという状況まで達しております。

普及率でございます。これについては、たとえば即席めんとかしょうゆとかドレッシングとか油脂とかマーガリンとか調味料とか、そういったものは大変高い普及率で、八割、九割、一〇〇%というふうな普及率でございますが、どうしても小企業の乱立している品目とか伝統的食品とか、それから非常に食品に種類の多いものについてはなおJASマークの普及度が低くて、たとえば六%とか一割とか、こういったものもあるわけでございます。

香気、形態等が良好であること、カビがないこと以外に、水分含有率が六〇ないし六五%以下、食塩については四〇%以下というふうなことを決めて、表示でもそれを表示することとしているわけでございます。しかし、普及率は大変まだ低うございまして、いわゆるJAS格付けになじむと申しますか、こういう小袋包装のものについてはこれが全体の過半量あると思ひますが、これが四%程度であり、いわゆるバラ売りのものについては受検率はきわめて低く、全体としてはなお二%程度と、最も低い受検率になっております。

○田代富士男君 ただいま御説明いただきましたが、日本ワカメの協会加盟業者が私の調べでは約三百社あると言われておりますが、そのうちJAS認定工場は五十社にすぎない。しかも、このJAS認定工場からJAS規格製品を出している割合となりますと、私が調べたのでは実施当時二〇%、三〇%であったというところでございます。

現在では、ただいま局長から御説明がありまして、たとへば全体の二%ぐらいである。中には認定工場でありながら全くJAS規格製品を出していない、そういうような業者もいると言われている。これは問題ではないかと思うわけなんです。これは普及率が低いとか、そういうことを言っている段階ではないかと思うんです。このように決まられているにもかかわらず、塩蔵ワカメについてJAS規格が活用されない原因は何であるのか、まずこの点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(森実孝郎君) まさに先生御指摘のような数字の現実であることは否定いたしません。最もJASマークの普及率の低い商品でございます。実際問題として、実施後まだ一年程度しかたっていないということ。それからワカメ自体がやはり伝統的食品でございます。きわめて零細なメーカーによって塩蔵ワカメもつくられている。そういったことが重要な理由ではないかと私も考えているわけでございます。

○田代富士男君 いま局長、多分御答弁は伝統的な商品だからと、そのように御答弁されるだろうと思ひましたけれども、これは実情を局長御存じですか、実情を。私はここにワカメを買ってきています。これは全部買ってきております。いま大臣はトイレへ立たれましたけれども、こういう買い物に行かれたことがございますか、まずそれからお尋ねする。

○政府委員(森実孝郎君) 私的体験ではなはだ恐縮なものでございますが、私、従来前のポストにおりましたとき、実は塩蔵ワカメの規格をぜひつくりたいと、表示基準をつくりたいと、これは実は韓国産と内地産との競争問題という問題がベースにございまして、要望した経過がございます。その後も実は、私職業柄かなり努力して食品の買物は自分でやっております。ワカメについても先生から御指摘があった話を伺っておりまして買ってみました。表示は全然ついておりませんでした。

○田代富士男君 いま局長がおっしゃるとおり、これは買って来た場所も明確にしておきます。この近くです。一つは私が麹町の宿舎ですからそばにありますがサクライというところから、スーパードです。それから青山のピーコック、それから四ツ谷の青楓、その三店で買ってきております。会社の商品名まで申し上げておきまして、まず第一番目、これは四ツ谷の青楓で買ってきたものでございますが、「生わかめ」と書いてある。これは食塩含有率が六〇%になっております。明記されている。これは六〇%と書いてありますが、こうやって透かしてみますと前は四〇%と書いてあった。これはJAS規格のためにつくった包装紙なんです。それに六〇%と書いたのが上に張ってある。JAS規格ではない、これは。いま大臣トイレへ立っていらつしやるところから始めています。これ、買物をしてきたワカメです。これいま話したとおりです。それから、これはピーコックで買ってきた生ワカメです。これも五〇%です、五〇%。それから、これも同じく

ピーコックで買っていました。これも明確に五〇%です。それからこれも生ワカメ、これも五〇%です。ここまではそのような食塩含有率が明記されておりますが、この五番目の、私はこれ数字五番目と書いてあります。商品名は差しさわりのあるでしょうか、これは「くきわかめ」と書いてあります。これには食塩含有率も書いてありません。

それから、JAS規格では、賞味期間というのが九十日もたない場合には明記するようにと書いてありますが、これはその期日すらも書いてないんです。だからこれはピーコックへ行つて買ってください。買つてくればわかるんです。それからこれは麴町のサクライで買った生ワカメ、これも同じく食塩の含有率も賞味期間も書いてありません。これも書いてない。同じくこれもサクライで買った、これも食塩含有率、賞味期間、書いてない。六種類のワカメ、これは現実にごくに持つてきたんですから。いま御説明がありましたけれども、このような実情になっております。

このJAS規格ができた経過については、いま局長からお話しになったとおりでございますが、こういう意味でJAS表示では許されないものばかりです。業界ではどうかといいますが、いま自主規制を圖つて、權威のあるJASを敬遠している節がある。これは、消費者側の立場から言うならば断じて許すわけにはまいりません。しかし、現実はこのような状況でございます。私はワカメだけを取り上げましたが、ワカメだけではなく、かつおぶしからその他の水産物に至るまで、ある品目はこのJAS規格を無視した傾向がなされていく。こういうことは消費者の立場から言うならば断じて許すわけにはいかないわけなんです。そういう一般消費者の信頼を得るためにも、農水省といたしまして、JAS規格のこういう実情がどうなっているのかという総点検を私はやるべきではないかと思ひますが、農林水産大臣いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) なかなか非常にむずかしいのは、JAS規格というのは確かに、消費者に対して品質表示をいたしましてできるだけ消費者の利便を図るようになさなければならないということと法律もあるわけでございますけれども、いまのたとえば、私ちょっと中座をいたしました。ワカメを例にとりまして、きつと工場は相当数が多いんじゃないかと思ふんでございます。ところが、JASの認定を受けていない工場から出している場合の方が多いんじゃないだろうか。そういう点で非常に、JAS規格の認定工場じゃなくて出てきておるために、必ずしも私どもの監督が十分行き届いてないということになって、そういう御指摘のことが現実に行われてゐるんじゃないかと私は思ふわけでございます。

そこで問題は、しかし消費者の側から考えれば、いま御指摘のございましたように、消費者の方からはそんなことはよくわかりませんから、みんなだれだつて当然表示があるものと思つておるわけでございまして、そういう点をどういう形でいくかということでございまして、できるだけやはり私も行政指導をいたしまして、極力認定を受けるような方向に行政指導するということが、まあ私も認めて、そういう点から、より消費者にも理解を求めて、そういう表示のないようなものは極力購買をしないような形にしたいだけけるならば大変ありがたいんじゃないかと思ひますけれども、私も決して逃げるわけではございませんが、われわれの行政指導だけでは完全にはなかなかできない点もあるかと思ひますので、私も努力をしてみたいと思ひますが、そういう消費者行政の面では何かの役所にも御協力をいただいて努力をしていかなきゃならぬと、こう考えておるわけでございまして。

○田代富士男君 それから、JAS規格の中では、ここに含んでいる量の多い順番から明記しない、このように規格で規定されているわけなんです。しかしこれを見ますと、この私が一番最初

に、生ワカメです。これは青楓で買った品物です。これはいま申すとおり、食塩含有率が六〇%となつてゐる。六〇%の含有率というのは半数よりも超えているわけなんです。これが一番に書くべきですけれども、順番にこれは書かれてない。行政指導、行政指導と言われるけれども、現実に、とつてこれを見てくださいます。JAS規格の製品でないものが流通してゐるとか、いろいろ、伝統的食品であるからと、そういうことも、これはいまさつき同僚議員である村田委員からも質問があつたけれども、このものと通ずるところありますけれども、これを他の省庁と関連があることも私も議員である以上知つておりますけれども、少なくとも、農水省として決めた以上は農水省としての取り組みをやるべきじゃないですか。よその省もあるから御理解いただきたいと言ふより、農水省としてはかくやるんだという決意はどうですか、大臣。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 私どもでは、先ほど申し上げましたのは決して逃げるつもりではないと申し上げたわけでございまして、私も決して極力努力をしてみたいと思ひます。ただ、私どもだけで補い得ない点もありますので、そういう点はほかの役所にも協力を求めたいと、こういうつもりで申し上げたわけでございまして、御理解をいただければありがたいと思ひます。

○田代富士男君 ではワカメの問題はこの程度にいたしまして、次はコンポストについてお尋ねをしたいと思ひます。

昭和四年の恐慌、さらに戦後の食糧難の時代を終えまして、一億一千万人を超す人口を擁する現在に至るまで、わが国の農業を支えてきたのはまぎれもなくこれは生産者の皆さんである、それと同時に、化学肥料によつて生産されたものであることは御承知のとおりでございます。しかし、狭い国土に多くの人口を抱えるわが国にありまして農業の集約化は必然の方向でありまして、その集約農業のための化学肥料政策を強力に展開してきたのも農林水産省であることは間違いない事実

でございます。しかし、同時にこのことが土壌やあるいは大気、そして農業を営む人々やその供給を受ける多くの国民にどのような影響を与えているかということもまたあわせて考えていかなくてはならないと思ふんです。

まず最初に、化学肥料のもたらした恩恵と、それとともにその反省点につきまして、最初に農林水産大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 化学肥料は、食糧の生産にとつて今日まで不可欠の生産資材であつたと考えております。化学肥料が非常に普及されてきたために相当収穫量が上がつてきたことも事実でございます。ただ、しかしながら、化学肥料の施肥が余りにも大き過ぎたために地力が低下してきたことも私は否めない事実であらうと思ひます。

そういう点においては、化学肥料というものについては、恩恵もあつたけれどもまた反省をしなきゃならない点もある。こういう点においては今後地力をより強化をしていくためには、有機肥料その他の有機物の活用なども、あるいは堆肥といったようなものの活用なども私は考えていかなきゃならないのではなからうか。やはり余りにも一方的なものだけをやっていくと、一面、非常に問題はいい面もありますが、マイナス面も出てまいりますので、今後はそういう点を総合的にうまく考えてやっていかなきゃならないのではなからうかという反省もいたしておるわけでございまして。

○田代富士男君 ただいま、化学肥料は恩恵もあつたけれども反省しなくてはならない点もあつたというところでございしますが、まさしく化学肥料一辺倒の今日の農業がどういふ問題を引き起こしたか、いろいろ言われておりますが、時間も制限がありますから、いろいろ出ている声をまとめますと、まず第一番目には消費者、特に主婦の声といひまして、最近野菜や果物の品質が落ち、味もなくなり、色つやや香りすらもなくなつたといふことが言われております。

第二番目には、専門家の間では野菜、果物に含まれているビタミンその他の栄養の含有量が以前

より少なくなってきたおる、これは化学肥料の影響であるのではないかと指摘がされております。

三番目には、野菜の価格高騰の原因の一つに、天候の変化によって起る病虫害が生産減を招いているということが指摘されておりますが、それは一応表面にあらわれた問題でございまして、これは化学肥料による地力低下のためではないかと思われま。

四番目には、最近の研究によれば、魚と野菜と同時に食べると発がん物質を生成するということが判明してきていると言われております。特に化学肥料によってつくられた野菜が疑わしいと言われておるわけなんです。

こういうような私なりにまとめた四つの問題点がございまして、この中で、四つとも大事な問題でございまして、きょうは特に三番目の問題、特に野菜の価格高騰の原因は天候の変化によって起る病虫害が生産減を招いていると指摘されたところ、これは化学肥料による地力低下のためであるという問題点と、四番目の野菜とがんの関係についてお尋ねをしていきたいと思うわけでございまして。

農林水産省は、地力の低下に関して二十年の歳月と莫大な費用をかけて今日まで調査をされてきたと思ひますが、まず第一番目に、なぜ地力調査なる調査を行わなければならなかったのかという点。第二番目には、その調査結果の概要を聞かしていただきたい。三番目には、低下した地力の回復についてどのような対策を講じてきているのか。四番目に、なお地力調査に要した費用はどれくらいかかったのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(二瓶博君) まず第一点の二十年かけて地力調査をやったという理由でございまして、先生お尋ねの地力に関する調査はいろいろ現在もやっておりますが、ただいま先生御指摘の調査というのは、これは地力保全基本調査のことではなからうかと、こう思っております。で、

この調査は、要するに土壌のあるがままの姿を把握をして、その実態認識に立って土壌を総合的に改良することが農作物の生産の増大を図るという観点からのものでございまして、こういう観点に立ちまして昭和三十四年度から二十年間にわたって実施したものでございまして。

それから、第二点の調査結果ということでございまして、土壌のあるがままの姿でもって作物の生育に障害の少ない性質のいわば優良土壌といいますが、そういう土壌の面積は、水田におきましては全体の六一%、それから普通畑は三一%、それから樹園地では三六%という調査結果と相なっております。もちろん、これ以外の土壌も耕土培養なりあるいは酸土矯正等をやれば大部分のものは普通に生育させることができるわけでございまして、いわゆる土地のあるがままの姿で見ますれば、ただいま申し上げましたような調査結果に相なっております。

それから、次にこの間に要した費用は幾らかというところでございまして、この地力保全基本調査実施につきましては、総額二十七億三千七百万円の補助金、これを都道府県に交付をいたしましたわけでございまして。

以上でございまして。

○田代富士男君 窒素肥料として今日まで広く使われてきたのに硫酸があるわけなんです、この硫酸は、御承知のとおり、畑の中で硫酸とアンモニアに分解いたしまして、そのうち硫酸が残る、土壌が酸性化したしまして、農作物に悪い影響を与えるというところでございまして、そこで、中和剤として石灰を投入いたしますけれども、厄介なこと、この石灰が土壌を固くすることになり、これによりまして土壌が無機質化したしまして土壌の死を意味しているわけでございまして。その結果、野菜が天候の異変による影響を受けやすくなりまして病虫害に冒されてしまふと、それを防ぐために農薬を使うという悪循環が繰り返されてきているわけでございまして、その抜本的な対策は、何といつても土壌に有機物を投入すること以外にないと思うんですが、農林水産省としてはこの点どのように考えていらっしゃいますか。

○政府委員(二瓶博君) 化学肥料の施用という問題もこれは農業生産上欠かさないわけでございまして、やはり施用いたします際には、それぞれ各地域によりまして県の方で施肥基準を地域に即して立ててございまして。したがって、そういう施肥基準を遵守した姿で施肥をやってもらうということが必要であらうかと思ひます。過度の化学肥料の投与というのは、先ほど大臣からも申されましたように、やはり反省すべき点はあらうかと思ひます。

それとともに、化学肥料を投与するほかに、やはり地方対策ということで有機質、堆肥等の有機物の施用がどうしても肝要でございまして。したがって、施肥に当たりましては、先ほど申し上げました施肥基準のつとつた化学肥料の投与と、それと堆肥等の有機物の併用というのをこれを積極的に進めてまいりたいと、かように考えております。

○田代富士男君 次に、いまさきも質疑が行われていた問題に少し関連がございまして、食品の発色剤と防腐剤として、少量でありますけれども、昔から使われていたのに硝酸塩があるわけでございまして。この硝酸塩については昭和四十六年、タラコが発色剤として使われないうにされたが、それはタラコの体質に伴いまして第二級アミンが増加いたしまして、これと防腐剤として使われている硝酸塩が反応いたしまして発がん物質のジメチルニトロソアミンを生成するということがあつたようでございまして、最近の研究によりまして、われわれ人体の唾液の中に亜硝酸塩が検出されております。そのメカニズムが解明されたら、亜硝酸塩はPH三・四の胃内部において同時に食べた魚肉類の第二級アミンと反応いたしまして、タラコでいま話しましたジメチルニトロソアミンが生成されるおそれがあることになるわけ

でございまして、またこれと別個の研究によりまして、硝酸塩の摂取量は必ずしも悪性新生物、つまりがんによる死亡率に影響を与えるという報告もありまうけれども、このような概況をどのように受けとめていらっしゃいますか。これは厚生省の分野と思ひますけれども、御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(斎藤乃夫君) 御説明をいたします。

硝酸塩の濃度の高い食品を摂取いたしました場合、硝酸塩はほとんどは尿中に排泄されるわけでございまして、一部は、ただいま先生がおっしゃいましたように、口腔内の唾液中に分泌されまして、硝酸イオンが口腔内の微生物によりまして亜硝酸に還元されます。これが魚肉等に含まれておりますアミン類と胃の中で反応いたしましてニトロソアミンを生成する可能性があるということにつきましては、一部研究論文等で報告されているところでございまして。

また、先生の御指摘がございましたように、ニトロソアミンの生成反応の一番適したPHは三・四付近であることは学会で報告されておりますわけですが、試験管内実験で人の胃液中でジエチルアミンと亜硝酸ナトリウムを加えてジエチルニトロソアミンの生成量を測定した結果、〇・五マイクログラムというごく微量のジエチルニトロソアミンの生成が認められたという報告もございまして。また、ウサギの実験におきましても同様の結果が出ていたことも報告されております。なお、胃内での反応物質の停留時間がきわめて短いため、動物実験で実際問題としてニトロソアミンの生成はほとんど無視してもよいという報告もございまして。

最後に、悪性新生物による死亡率と食事からの硝酸塩摂取量との関係についてでございまして、悪性新生物による死亡率の高い地域と低い地域との間には硝酸塩の摂取量に有意の差はなかったという報告もございまして。

これら硝酸塩とニトロソ化合物に関する研究につきましましては、現在自然界並びに生体内における

ニトロ化合物の発生機構及び生体に及ぼす影響等について研究が進められているところでござい
ます。

○田代富士男君 まあ、これは専門的なことになり
ますし、私もその道の専門家ではございませ
んけれども、要するにこれはまだ研究中であ
つて、いろいろなデータが出ておられるけ
れども、われわれ人体にも影響があるとい
うことは否定できないこととござい
ます。これは、そういう影響がないとい
うデータもあるかと思ひますけれども、わ
れはそうように受けて対処していかなく
ちやならないと思ひますが、こういう立
場から見ますれば、長年にわたりまして、
化学肥料の多投によりまして土壌その他
に対する影響というものが各方面に芽生
えつつあります。これ、重大な問題であ
りまして、放置するわけにはまいりませ
ん。

そこで、わが国の農業が、じゃ簡単に有機農業
に転換していきけるかと言へば、これもまた困難な
ことではないかと私思ひますけれども、
しかし少々困難なことがありまして、国民の命
と健康を守り、また栄養を確保し、土壌汚染を
防止していかなくちやならない。そういう意味か
ら、化学肥料一辺倒を改めて有機肥料併用の方向
に転換をしていかなくてはならないのではな
いと思ひます。いまさき、悪循環を繰り返
しているために、農薬を使うということに
対しても、いまさきの同僚議員の質問に
対しても、農薬を使わないように、これが農
水省の立場であるという大臣のお答えもあ
つたようでございますけれども、いま、こ
のような有機肥料併用の方向への転換もや
っていくべきではないかと思ひます。大臣、
いかがでございますか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 先ほどからお答えを
いたしておりますが、私も化学肥料一辺倒で
はいけないという反省は立っておりますが、
いままで、極力有機質のものも併用して
いきて、こういう考え方でまいりたいと、
今後ともその方向で努力をしてまいりたい
と思ひます。

○田代富士男君 では有機物の土壌への還元、こ
れ、いままでのように努力をされてきたのか、
今後の決意はもう聞きましたけれども、その点、
局長からでも結構です。

○政府委員(二瓶博君) 有機物の土壌への還元等
によりまして土づくり、これは非常に大事な
ことなるとございまして、けれども、近年農
業労働力の減少等によりまして、必ずしも
十分な有機物の施用が行われていないとい
うのが率直に言つて現状でございます。

したがしまして、これに対処いたしますた
めに、まず一つは、昭和五十年から全国的
に土づくり運動というものを関係機関あ
るいは農業団体等の協力を得て展開をいた
しております。これは中央においていろ
んな協議会等をつくつてやるだけ
でございまして、果なり、そういう末端の
段階までこういう運動を強力に展開をいた
しております。そういういたしまして、農
家の土づくりに対する意欲の高揚をや
つております。それとともに、あ
わせましてやはり堆肥等、各農家ご
とでなかなか最近生産できない場合も
ございまして、そういうものを集
約的に農協等によつて生産をする。また
生産したものを圃場に機械によつて散布
する。そのための機械なり施設を助成
をするというふうなことで、あるいは畜
産農家と耕種農家、これが昔はよく牛
耕馬耕で、同じ耕種農家が、う
の家畜を飼つていたわけですが、最近
はだんだん分化をいたしておりますので、
畜産農家との連携によりまして耕種農
家の方で有機物の増産を行う、
そういう一つの仕組みをつくる、この
面についていろいろな助成をやつて
おります。今後ともこの地方の問題に
つきましては、さらに実効が上がるよう
に助成その他の拡充等につきましても
意を用いてまいりたい、かように考
えております。

○田代富士男君 いま土づくり運動等をやつて
努力をされているところでござい
ますが、そういう土づくりの一環と
も言うべきかどうかは、これ

は当たらないと思ひますけれども、
大きな意味で言うならば、それに
当たるのが廃棄物処理の一環として
これまで取り組まれてきたコンポ
ストの問題ではないかと思ひます。
このコンポストの問題につきま
しては、四十年ごろまでに全国に
三十ヶ所もコンポスト施設が設
置されておりましたけれども、
現在では相当に減少いたしま
して、一時期は七ヶ所にまで落ち
込み、その後多少増設されて、
現在では十二ヶ所までになつて
いるという調査をいたしまして
把握をしておりますけれども、
なぜ三十ヶ所あったものが減少
し、いままた増設されつつある
のか、この間の実情をお聞かせ
いただきたいと思ひます。

○説明員(杉戸大作君) お答えいたします。
御指摘のように、コンポスト施設は
四十年代から減少傾向にござい
まして、現在十二ヶ所ござい
ます。この原因をいたしましては、
コンポスト製品の流通が円滑に
いかなかった点、それからご
み質が変化をいたしました、
特にプラスチック系統のご
みの混入量が多くなつた点、
それから電池とか蛍光灯など
重金属を含んだごみ、それから
破片などが混入した点ござい
ます。ほかにガラスの破片など
が混入した点、施肥中に手
を負傷するといふようなこと
がございまして、それから
コンポスト施設からの悪臭の
発生、それから貯蔵、運搬の
問題、そういう点が一
つ施設が伸びなかつた原因
でございます。しかしながら、
最近になりまして、ご
みに対しますような住
民の協力、あるいは分別
技術の開発等が進歩して
おまして、有機肥料の
ニーズの高まりもあり
まして、設置数が若
干増加傾向にござい
ます。

○田代富士男君 この問題につきま
して、厚生省が補助金を出して
いるという対策を講じて
いると、このように
なつたけれども、長
続きをしないであ
らう、このように
なつたけれども、
私たちが立場で
言ふならば、これは
決算委員会の立
場では、補助金の
むだ遣いという
ようなことを言
われても仕方が
ないかと思ひ
ます。

○田代富士男君 この問題につきま
して、厚生省が補助金を出して
いるという対策を講じて
いると、このように
なつたけれども、長
続きをしないであ
らう、このように
なつたけれども、
私たちが立場で
言ふならば、これは
決算委員会の立
場では、補助金の
むだ遣いという
ようなことを言
われても仕方が
ないかと思ひ
ます。

○政府委員(二瓶博君) コンポ
ストが伸びないとい
う面については、農
業サイドの方でも
いろいろありますが、
都市には、た
だいま先生お
話でございます
ように、都市ご
みなりあるいは
下水汚泥という
ような大量の有
機物があるわけ
でございます。し
たが、これを農
村に供給をして
田畑に施用する
といふことは、
これは考え方
として、農林水
産省として何
ら異論はない
わけござい
ます。ただ、
コンポスト等
が農業サイド
の面で、相当
前に三十ヶ所
もあつたもの
が減少した理
由は、厚生省
の方からもお
話があつた
わけござい
ますが、都市
ごみ等にはガ
ラスなり乾電
池みたいな
ものまで夾雑
物がいろいろ
入つておる
といふような
問題、それ
から重金属
、亜鉛とか
鉛とか、そ
ういふ重金
属等土壌汚
染の原因と
なるような
物質が含ま
れている場
合が大いに
あり得る
わけござい
ます。したが
りまして、都
市サイ

ドの方で重金属類等の危険物が全く混入することのないような措置をとっていただきまして、これは絶対安全だという、そういう安全性が確認されたものにつきましては大いに積極的に農村で活用すべきではないかというふうに考えられるわけでございます。

農林水産省といたしまして、いろいろ調査研究を関係省庁との連携もとりながら現在やっておりますわけでございます。その結果等も見まして、都市と農村の連携体制ということもあわせ検討し、ただいま先生のお話ございましたようなこういうコンポスト等を大いに農村の方でも施用する方向に持っていきたいというふうに考えております。

○説明員(杉戸大作君) 都市ごみのコンポスト施設に対しまして国庫補助につきましては昭和三十五年から実施しておりますが、一つ伸びがない、先生御指摘のような状況でございます。そこで、五十一年度から五十年間にわたりまして都市廃棄物のコンポスト処理方式の改善並びに農業利用に関する研究、これを農林省と共同で研究をいたしてきております。それからまた、五十二年度から三十九年度で豊橋市におきましてコンポストを含めた廃棄物の総合資源化事業、これをパイロット事業といたしまして実施してまいったところでございます。

御指摘のようなこういう省資源の時代、それから有機肥料の必要性、そういった必要性にかながみまして、このような調査結果をもとにいたしまして、今後コンポスト施設の設置に当たりまして、市町村の立案とかあるいは申請に基づき必要なものについてはより一層積極的な促進のための援助をしてまいりたいと思っております。

○田代富士男君 下水汚泥の問題につきましては、これはまた別の機会に取り上げてまいりたいと思っておりますが、コンポストを推進していくといいたしましても、現在の農業政策を根本からまともていかなければならないことは言うまでもありませんが、特に都市ごみの処理のためのコンポストという、こういう発想であつては農業の立場にある

人々の反感を買うのではないかと思ふのでございす。何よりも農家と都市が有機物を土壌に返してこそ自然の摂理にかなった農業であるという共通の思想といひますか、そういう考え方に立つことが第一ではないかと思ふわけなんです。そのためには農家と都市が一体となって新しいコンポスト、リサイクルの体制を築いていかねばならぬといふ、このように私は私見でございますが考えておりますけれども、最後に農林水産大臣の今後の取り組みをお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 都市ごみなどから出てまいりますような堆肥を極力農村に還元をするという考え方に対しては、私も全く賛成でございます。ただ問題は、先ほど来議論がございすように、いろいろ都市ごみの中にはまじり物があるわけでございまして、これをいかにうまく除去していただいでそして農村に還元していただくということが大切な問題ではなからうかと思ふわけでございす。ちょうど私も、いま事務当局同士でいろいろとその辺検討を進めてもらつておるようでございすので、その調査研究の成果を踏まえまして、極力御趣旨のような形に利用させていただきたいと、こう考えております。

○田代富士男君 終わります。

○市川正一君 今回の改正案で、生糸検査所は農林規格検査所に合体され、職員も五十五年度には三十人が農林規格検査所へ移ることになっております。また、生糸検査部門の定員については六十二年年度末までに百九十人程度に減員するということになっておりますが、こうした統廃合の場合に、国民生活にかかわる必要な機能はきちんと残す、また職員の配置転換などについては労働基本権をあくまでも尊重して本人の意向を十分に聞く、こういうことが必要であると思ひますが、以下幾つかの御質問をする前提としてまずこのことを確認いたしたい。

○政府委員(二瓶博君) 生糸検査所を農林規格検査所に統合をするということで御審議をわすらわ

しておるわけでございすが、単にこの機関を統合するだけでなしに、やはり定員の方も最近の業務量に見合ったところで逐次縮減をしていくという考え方に立つておるわけでございまして、五十五年度は六十一人の定員の縮減を考えておるわけでございます。将来的には六十三年度の当初に百九十人までに……

○市川正一君 その際の原則を……

○政府委員(二瓶博君) ただ、こういう縮減をする際は、一つは勤続退職の問題もございすが、配置転換の方がむしろ人数的には大きくなろうと思ひます。その際に、ただいま先生からお話ございましたように、この配置転換につきましては本人の意向なり適性なり、そういうものも十分聞きまして、本人の理解と協力というものを前提にして配置転換をやつていきたい。したがしまして、いわゆる強制配転というやうなそういう形のものは、これは避けるという考え方でやつていきたい、こういうことでございす。

○市川正一君 繰り返しますが、きちんと国民生活にかかわるやうな部門や機能は残すということ、それから労働基本権をあくまでも前提とした本人の希望を十分に聞いて対応していく、こういうことであるというところで間違ひございせんね。

○政府委員(二瓶博君) ただいま先生おっしゃつたとおりでございます。

○市川正一君 そこで伺ひたいんですが、農林規格検査所の所管業務は、従来依頼による農林畜水産物や飲食品、それから油脂ですね、こういうものの検査について輸入品に限つてやつていたものが、今回の改正案で、国内品についても依頼によつて検査が行えるやうになっております。そうなりますと、今日食品公害など食品の安全性についての国民の、特に主婦の方々の深い関心が高まつてゐる折から、当然検査件数あるいは検査量が大きく拡大することになると思ひますが、この改正に伴う予算増額措置だとか施設、検査設備の充実などについてどう取り組むおつもりなのか、こ

の点について伺ひます。

○政府委員(森実孝郎君) 御指摘のように、今回の御審議を願つております法律改正では、幅広く依頼検査を受け得るやうに改正をお願いしてゐるわけでございます。これは消費者保護という視点と申しますか、消費者の要望、さらに中小企業である食品メーカーの要望等を受けまして、規格検査所がいわば品質管理に関する技術センターとして積極的に機能できる足がかりの一つとしてお願いしてゐるわけでございす。私どもとしては、現在こういった案件が年々五、六百件ずつ寄せられておりますが、御指摘のやうに今後増加してくると思つております。そういう意味ではいろいろな手を着実に打つていきたいと思つておりますが、特に消費者の苦情に対する技術相談窓口の整備とか、あるいは地域消費者団体に対するところの正しい知識の普及及び情報の提供のための機構ということ、東京には消費者対策室を、また各本所には技術指導課を設けてゐるわけでございす。さらに、本年は三十二名の人員の増加を図つております。前々申し上げておりますやうに、この問題は年々の予算で決めていかなければならぬ問題でございすが、そういうニーズを受けとめて拡充の方向ということを当然予見して問題に取り組んでいきたいと思つております。

○市川正一君 従来から農林規格検査所は、ここにリーフレットを持つてまいりましたけれども、こういうのをお出しになつてその業務をPRされております。いまお話がありました、その一つとして、ここに「苦情相談に応じます」、それから「依頼分析に応じます」ということが明記されております。そして、一般消費者や生産者と直接結びついた食品などについての苦情相談、分析依頼などにこたえてこれらなのであります。今回の改正案でこうした業務が非常に法的根拠を持つやうになつたことは私結構だと思ふのであります。問題は、今後一層こういう仕事の内容を充実させていくという点で、いまお話があつた程度と

充実という点で決して十分ではないと私は思うんです。

そこで伺いますが、この苦情相談、依頼分析などの業務がこの二、三年間何件ぐらい行われたか。いま五百件とおっしゃいましたけれども、この二、三年の数字をちょっと知らせてください。

○政府委員(森実孝郎君) この三年間の数字では大体五百件から六百件という形で収斂しております。

○市川正一君 そこで、この苦情相談の内容であります。私がじかに聞きしたり、あるいは農林規格検査所に出している「規格検通報」、これですが、これなど拝見いたしますと、たとえば一例であります。店頭で売られていた牛肉にどうもはかの肉がまじっているらしいという訴えがあつて、要望に従つて分析してみたら、一つはマトンであり、一つは豚であつたということを知つています。また、古いスナックのめんの問題、タケノコかん詰め品の品質不良の問題などが取り上げられておるのであります。このように、苦情相談や依頼分析によつて食品についての国民一般消費者の安全を守るのに積極的役割を果たしているけれども、これはほとんど国民に十分知らされていない。したがつて、相談件数も、実際のトラブルといひますか、苦情のはんの一部分しか持ち込まれていないのではないかと。私、こういう実情に立つて、この農林規格検査所の役割りや、あるいは業務についてもっと積極的なPRが必要でないのかと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(森実孝郎君) 私も農林規格検査所での受け付けております苦情処理、依頼分析等については、各県の消費センターとか、そういった他の行政機関に持ち込まれた苦情の中で、品質鑑定等専門的な評価を要するものが持ち込まれているウエイトがかなり高いわけでございます。そういう意味においては、品質の管理の技術センターという性格で、ある程度間接的にそういった他の行政機関や相談機構を指導していく、相談に乗っていくという面があることは御考慮いただきたい

と思います。

しかし御指摘のように、まさにそういった品質についての、案外食品についての分析能力の人員とか機器の整備された機構はないわけで、弱体でございまして、そういった意味で規格検査所の積極的活用は必要と思つております。その意味で、御指摘のように一般へのPR等については現在もやっておりますが、なお十分な点がありますので努力したいと思ひますし、また、そのための窓口というものを整備していきたいと思つております。

〔委員長退席、理事林道君着席〕

○市川正一君 農林省、激励しているわけですか。私、先ほど触れましたこの「規格検通報」四十二号を拝見しますと、消費者の苦情処理の事例が紹介されております。その中で、仙台支所では「当所の受付件数は、五十二年十一件・五十二年二十四件で、本年は九月末現在で十四件である。食品展・JAS展等の開催がないこと、苦情処理機関としてのPR不足等が反省させられる」というふうにいふば述べているわけですね。

私は、この際マスコミなども通じてもっと多くの国民、一般消費者に知らせるべきだ。いまそういう措置を今後とも強めるということをおっしゃいましたけれども、その点を指摘した上で進みたいと思ふんですが、同時にいま私、国民の食品の安全性に対する関心が、先ほど言いましたように、非常に高まっているときに、これにこたえ得る体制が一体どうなのかという問題であります。たとえば全国の消費生活センター、いまおっしゃつた、そこを通じてということですが、その五十二年に受け付けた食品についての苦情相談件数は実に四万二千三百件に上つております。そのうち一万五千件が安全性についてであり、一万四千件が品質についてであります。

〔理事林道君退席、委員長着席〕
したがつて、農林規格検査所の検査部門は今後一層その役割りが高まってくることは必然であります。あなた方が国民にPRなさらないならば別と

して、本当にこれがそういうものがあるんだ、その役割りが国民の間に知らされればもっとよくなると思ふんです。ところが、現在の規格検査所の体制では、余りにも持ち込まれた処理能力に限りがあるというものが実態ではないでしょうか。私調べたんですが、五十三年度全国五カ所の規格検査所の相談件数は、先ほどお話があつたように、五百から六百だ。そのうち東京は百二十一件で、この百二十一件のうち、実際に、これは五十三年度の数字であります。分析を行ったのは五件ということになっております。私は今後特に加工食品の多様化という状況のもとで、検査に必要調査研究体制あるいは技術者の指導体制の充実強化というものが必要になってきている。これは全農林などの労働組合も主張しているところでありまして、私、こういう体制強化の見通しと対策がどうなっているのか、この点お伺いしたいと思ふ。

○政府委員(森実孝郎君) 三点の御指摘がございました。
まず、PRの問題でございます。
○市川正一君 それはもう先ほどおっしゃつたから、おやりになるんだつたら結構です、やらぬというなら別ですけれども。
○政府委員(森実孝郎君) いや、積極的に取り組むたいと思ひますし、御指摘のように、やはりこれからの問題は中都市が特に問題ではないかと、フードウィーク等の開催等と関連づけて進めていきたいと思ひます。

それから、分析結果の検査の体制の整備という問題でございます。一つは、これは何と申しましたも専門的な技術者の養成ということがあると思ひます。そういう意味で、現在の職員以外に配置転換をされてまいります職員につきまして、積極的に行政を行いたいということで準備体制を進めていることでございます。それから、二番目は機器の整備でございます。これも従来からも年々予算を増額しておりますが、本年も増額して予算を計上しております。こういった体制を整備する。

しかし、実は持ち込まれておりますものの中で化学的な分析調査を要するものは一割前後でございまして、あとは大体専門的な判断でできる場合が多いわけでございまして、そういった意味ではやはり先ほど申し上げましたように、窓口を整備するという点を特に重視してまいりたいと思つております。

○市川正一君 大臣に伺いますが、以上のようなお聞き及びのところでありまして、私、今日食品公害などをめぐつて文字とおり国民の健康と生命、それはひいては民族の将来にかかわる問題でもあります。私は農林水産省としても食品の事前点検体制を充実させることがいま求められていると思ひます。いま窓口の強化というふうにおっしゃいましたけれども、私は食品の安全監視体制には単なる窓口業務じゃなしに、それはもっと本質的なもの、実体的なもの、すなわち調査研究部門とか検査部門あるいは行政指導部門、こういうものが必要である。ところが、現在調査部門として技術調査員が東京に設置されているだけであつて、しかもその人数は何人だと思ひますか。五人なんです。国民の食生活の安全性の確保という点から、私は農林規格検査所が積極的に食品等の品質の向上を図るための技術センター的なものになるよう大いにこの際充実させるべきだと思ひますが、大臣の所見を伺ひます。

○国務大臣(武蔵野文君) 先ほどの議論の中にもございましたけれども、食品関係の衛生管理につきましては、確かに大変国民の健康管理の面からいって大切なことは全く御同感、私は先生のおっしゃるとおりだと思ひます。ただ、これについては厚生省の方も実は食品衛生の主管官庁でございまして、その辺が縦割り行政の中でどう調整をしながらやられていくかということが非常に大きな問題でございまして、私も私どもなりに努力をしておるつもりでございまして、やはりその辺のところ調整があるものでございまして、食品衛生に関する限りは一義的にはどうも厚

生省の仕事になつてゐるようでございます。業務の問題、あり方として、私も積極的に食品が衛生的であるべきであると、こういう観点からやつていかなきゃならぬことは当然でございますけれども、一々そういう検査をしたり、チェックをしてやるというのは、正直どちらかと言へば厚生省の方が一義的なものでございますから、私も非常に人間的にもそういうものの十分な手当てはしてないというのが実情でございます。できるだけ今後ひとつ検討はさせていただきたいと思つております。

○市川正一君 武蔵大臣とも思ふぬ消極的な御答弁でございます。残念でありますけれども、私、食品衛生という概念を、やはり食品安全といふとか、いろいろな加工物それから同時に添加物等々、後で若干触れますが、そういう食生活の多様性の中で、いわば狭い意味でのセクショナリズムということになしに、調整というよりも大いにやはり乗り出していくという立場で前向きにこれはひとつ、検討という言葉をお使いになりましたが、大いにいわば意欲的に取り組むと、そういう理解をしてよろしくございませうか。

○国務大臣(武蔵大臣) 私どもとしては、やはり政府といたしまして当然国民の健康管理に對しては責任があるわけでございますから、厚生省が十分行い得れば別でございますけれども、行い得ないときはこちらがやはり積極的に取り組まなきゃならぬというのは当然かと思ひます。そういう意味において、しかし従来のやはり経緯がございまして、ここで私が勝手に農林水産省やりますと言つてもこれはなかなか問題がございまして、そういう意味で申し上げたわけでございます。十分事務当局同士でも一週その辺は詰めて、ひとつ要はいかに国民の健康管理をするかという点から食品について十分な私は政策がとられ得るような体制はとつていかなきゃならぬと、こう考えております。

○市川正一君 いま、大臣が厚生省が行い得るならばという御発言でしたが、行い得てないのです

よ、率直に言つて。事はやはり国民の命にかかわる問題でありますから、私はそういう点では農林水産省が厚生省とも協力して、国民の食生活の安全性確保という立場から食品添加物や防腐剤などを使った食品の安全性について研究、検討される、しかもそういう部門が今度充実するというふうにおつしやつたわけだから、やるべきだと思ふ。

たとえば、先ほど同僚議員も指摘しましたハム、ソーセージなどの例の発色剤としての亜硝酸塩ですね、この問題。これは先ほど厚生省から中間的御答弁があつたようですが、にもかかわらず、たん白質中のアミノ酸と結合してこれが発がん性の化合物をつくるというのは今日もういわば広く常識になつてゐるわけでありませう。

私、先日香川県の高松に参りましたけれども、大平総理のおひざ元の例の讃岐うどんでありませうが、このうどんが厚生省が安全だと太鼓判を押して、それで推奨し、それをわざわざ麗々しく包装紙に書いたそのうどんが結局発がん性の有害物だといふ、過酸化水素の問題で大打撃を受けている。また輸入レモン、これは例の防カビ剤のOPP、これが使用されて大問題になつた。大臣、これはどれをとつても皆農林水産省にすぐれて重大なかわり合い持つてゐるのですよ、どれも。

こうした問題は、私、単なる厚生省任せにするとかいうのではなしに、やはりこの際積極的に取り組む。私はJASという問題は、これは単なる品質保証というものは、国民の素朴な生活レベルでの認識といふか、感覚からすれば、食品としての安全性ということも含めて受け取るということ、これは道理のないこととは言えないと思ふのです。

そういう点から、私、真の行政改革というのは、不要不急の部門はこれが大いに削減すべしと、しかしながら、国民生活に直接役立つ部門やこういう機能は当然充実を図るべしと、これが私、真の国民が望む行政改革だと思ふのであります。

すが、具体的にいま規格検査所の問題について伺ひましたが、その充実について重ねて大臣の所見をお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(武蔵大臣) 先ほどからお答えをいたしておりますように、私もとしましては、国民の健康な生活を守るといふ意味において、食品の管理といふことは大変大切なことであると考えておるわけでございまして、今後ともこの農林規格検査所についても、そういう面については十分より充実をしていくように努力をしてみたいと思ひます。

○市川正一君 次に、通産省の矢野事務次官の発言について私も伺ひたいと思ひます。

周知のように、この矢野発言というのは、絹織物業者が二年間生産を全面ストップすれば、国内の養蚕農家は生糸が売れなくなり全滅する、一元の養蚕農家は生糸が売れなくなり全滅する、一元の輸入制度も吹き飛ばしてしまふ、その上で中国生糸などを使って生産してはどうか、生産ストップ中の休業補償は通産省がめんどうを見ろといふわけば発言であつたのであります。先ほど大臣は、これが不謹慎なものであるといふ抗議の意思を含めて見解を表明されました。

しかし、問題は、この矢野発言なるものが誤解とかあるいは単なる偶然の失言といふものではないわけでありませう。もともと世界一の生糸輸出国であつたわが国が、今日その国内需要の三分の一以上、四十万俵のうち十五万俵を輸入に依存するといふ、いまや世界一の生糸輸入国になつたといふ事態に立ち至つたことは、実は本日この生糸検査所の廃止という改正案提案の根源もここにありませう。この矢野発言の背景あるいはこういう事態に立ち至つた根源には、私は日本の大資本といひますか、あるいは大商社、これが海外進出、特にアジア地域に向けて、その低賃金を利用した日本の資本の海外進出、そしてその製品の逆輸入の拡大といふ問題があると思ふのです。矢野次官自身もいろいろのところでこうした逆輸入、いわゆるブーメラン効果といふのを強調しております。私、ここに幾つか持つてまいりまし

たけれども。しかも、常にこういう集中豪雨的な輸出の踏み台といひますか、犠牲が日本の農業に押しつけられてきた。さらに、矢野発言のように政策的にわが国の養蚕業を壊滅させていくといふふうなことになれば、私は、大臣は商工委員会の分野でも大いに活躍された経歴を承知いたしておりますが、いわばそういう分野と、それから現在農水大臣でもいらつしやる、両面から日本のやほり真の国益といひますか、そういうものを考察し得る条件を備えていらつしやると思ふのですが、私、こういう通産省の矢野発言に見られる発想といふものを大臣は肯定されるのか。もしそうでないというならば、かねがね大臣は日本の農産物の自給率の向上といふことを口になさつておられるわけでありませうが、具体的には養蚕の振興のためにどういふ対策をおとりになるのか。以上の点について見解を賜りたいと思ひます。

○国務大臣(武蔵大臣) 私は正直矢野発言については、先ほどもお答えをいたしましたように、大変不謹慎な発言であるといふことを言つておるわけでございませう。それは、現に約十六万戸ぐらいでございますが、養蚕農家がいろいろ困つてございまして、一体この人たちがどこで働くかもまだ決まらないから、そしてその人たちは一生懸命に養蚕をやろうとしておるその意思といふものを全く考えないであつたような発言をしたといふことにおいて私は大変不謹慎だと、こう思つておるわけでございませう。そういう面において強く抗議をいたしたわけでございませうけれども、問題は、ただそれはけしからぬと言つただけではいけないうんやないかと私は思つております。やはり日本の養蚕農家が生き延びるために私どもがこれからやはり養蚕農家を育成していかなきゃならぬ。それは一つは、生糸がやはり外国へ全く出なくなつたといふのは相当日本の生糸が割り高であるといふこともこれは事実でございます。こういう点においては、生糸を原料とする絹織物その他を使つてくれる消費者に対しても極力やほりできる限りの努力だけは養蚕農家もするといふ姿

勢をとらなければいけないんじゃないか。そういうことでいま生糸の一元化をしておるわけでございしますが、この期間にできるだけ私は養蚕農家の体質を強化をしていく、これが大切なのであつて、そのためには効率的な養蚕経営をやっていた方がいい形にしてやらなければいけない。そこで、高効率の養蚕経営育成事業というふうなものを中心にしてやっていきたいということ、もう一つは、養蚕農家というのとはちがうかと山形地帯と申しますか、非常に平たん部よりはおもに養蚕に頼らざるを得ないという私は農家が養蚕農家に多いんじゃないかと思うのでございします。そういう点においては、やはりそういう山村の養蚕農家が複合経営をやっているように、たとえばきょう局長からも他の先生に御答弁を申し上げましたように、たとえばシイタケと一緒にやるとか、いろいろのそういう複合経営の中に養蚕業の発展を考えていくということもやはりやっていかなくちゃならないのではなからうか。まあ、五十五年度の予算も大体そういう考え方に基づいて重点的に予算配分をしたつもりでございしますけれども、これからともそういう考え方をより強め、やはり国民の理解のある、力の強い養蚕農家をつくっていく、そういうことに私は努力をしていきたいと考えておるわけでございします。

○市川正一君 私、きょうは農水委員会ではないので、養蚕政策そのものをここであえて論じようとは思いませんが、私、いまの大臣の見解とは異にいたします。今日、養蚕農家のやはり窮乏というものは、自助努力といいますが、農家のそういう努力が不足してそうなのではないに、むしろ先ほど言いましたような日本の大資本、大商社の犠牲として、歴代政府のいわばしわ寄せがそこへ行っているということを言わざるを得ないのであります。その点はきょうの主題ではありませんが、それからあえてそれ以上は申しませんが、ただ、そういう論点からの結論としてお伺いしたいのであります。いまの日本の生糸をめぐる状況はどうなっているかと。非常にシンボリックに言

えば、十六万の養蚕農家はおっしゃったように非常な危機にあると。どこへ行くかわからぬようなことがという意味は、どこかへやるつもりだという本音だとは思いませんけれども、そうは聞きませんけれども、そういう方向にやはり迫りやられようとしている。他方、この生糸の在庫はどうかと言え、これはすでに十萬俵にも近づくと、史上最高の数量にいまなつておるわけですね。しかも、その在庫の大部分が輸入生糸であるという全く非常識なといえますか、矛盾というものが拡大再生産されているという状況にあります。

そこで私は、この際矢野発言をむしろ契機とした次のような措置、第一は、絹織物、絹製品を含む輸入一元化の法制化、これが一点であります。第二は二国間協定の数量の大幅削減、第三には繭糸価格の安定制度の堅持、これは私、養蚕農家もまた繭糸関係の業者も統一した要求であると考えてるのであります。こうした施策をこの際とるべきだといふふうに考えるのでありますが、大臣の見解を承りたい。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 一つだけ。先ほど矢野発言に関連して私、申し上げたので、誤解があるといけませんので申し上げておきますが、私自身は何も養蚕農家をどこへ持っていくかという考え方はないわけでございします。もし、矢野次官がそういうことを言うならば、当然何かその辺の裏づけがないことにはそういうことは言うべきではないということでは申し上げたので、私が考えておるといふことでございします。この点はぜひ誤解のないようにお願いしたいと思います。

それからいま三点、絹織物も含めた輸入の一元化を法制化できないかということでございます。これは正直、農林水産省の所管ではございしませんので、なかなか私がいまの立場でお答えをするのはいかかかと思うのでございしますけれども、これは通産省の所管でございします。まあいろいろ研究をされておることだと思いますけれども、現実には絹織物については相当輸入制限をやっておることはやっておるわけでございまして、先ほど

逆輸入というお話がございましたけれども、いま現実には事前許可制なりあるいは貿易令の発動なり、いろいろやっておるわけなのでございします。それをどういう姿で法制化していくのか、現実にはいまいやっていると別のことをやらなければいけないわけでございします。それで一体一元化というのはどういうそれじゃ受け入れ体制が、どういう、事業団なら何か事業団をつくってやるのかどうか、なかなかこれはいろいろ問題はあろうと思ひますけれども、いずれにいたしましてもう少し、実際に法律をつくることは簡単でございしますが、その法律を運用するという点においてどうかということになると、もう少し検討しなければならぬ問題は多々あるのではないかと、私は率直に思っております。その辺がいまいいろいろこの御意見を申し上げられる方々ともし具体的に、こういう形が進んでくれば、その辺をよく承りたいと思つておるわけでございします。

それから、二国間協定につきましては、これは韓国、中国との間、二国間協定を結んでおるわけでございまして、私は今日の少なくとも生糸あるいは絹織物の在庫が大変大きなものになつておるといふ現状から見れば、相当これは厳しい態度でこしは二国間協定に臨まなければならぬと、こう考えております。

それから、安定制度の堅持ということについては、私も十分今後とも、これはいまの状態を考えると、この状態のときには当然堅持をしていかなければならないと考えております。

○市川正一君 時間が参りましたので、私最後に、幸い大臣もいらつしゃいますので、特定地域の問題ではありますけれども、一点だけ、実情も申し述べ対処を要望したいと、申し上げるのではありません。

それは、ここに持つてまいりましたが、これは奈良県の五条吉野という例の山間部でございしますが、そこでいま国営総合農地開発事業が行われておりますが、先日、霜害が起きました。農林省も御存じだと思いますが、この地区は富有ガキの

全国でも有数の産地でございします。ところが、四月十八日の早朝に霜のためにガキの芽が落ちてしまつて、総額三億五千萬円に上る被害を受けたと、こう聞いております。この地区は、国が二百二十四億円を投じて昭和四十八年から六十年で農地開発と農業用の排水工事を行つて新しいガキの木を植へつけております。私は被害農家からも実情を聞いたのであります。農地を取得する際に農林金融公庫の融資で購入しており、その返済に大きな影響が今回の霜害によつて出てくる。

そこで、この開発事業が国営で行われたことなども考慮して、二点であります。第一点は、実情を十分把握していただいて返済猶予など、必要な金融上の措置を講ずるべきではないか。二つは、吉野地区というこれは山間部であつて霜害が十分に予測されるところでありますので、防霜対策なども強化する必要があると考えますが、以上二点について、幸い大臣の見解を承れば……

以上であります。

○政府委員(塚田実君) お答えいたします。まず、公庫資金の償還期限の問題でございします。御案内かと思いますが、近代化資金と同様に公庫資金につきましても、災害が起きた場合には被害者の実情に応じまして、被害の程度にもまた応じまして、中間据え置きと、償還期限を延長するなり使用期間を延長することができ、貸付条件の変更でございしますけれども、そういうことができることになつております。私も、今回の凍霜害につきましても、これは関東から西、九州までに至つておるわけでございしますが、こうした特例措置を講ずることができるといふことで関係機関に指導をすで行つておるところでございします。

それから、吉野地区につきましては、私も、特定地域でございします。時間的な余裕がありませんので十分調査しておりますけれども、かなりの凍霜害があつたといふふう聞いております。なお調査を進めまして今後の対策を進めてい

きたいと考えております。その対策としては技術対策もありましょうし、また共済という問題についても将来の課題として取り上げなければいけない問題であろうと、このように考えております。

○市川正一君 終わります。

○井上計君 二年前でありましたけれども、私は当委員会での生糸検査所の問題等につきまして初めて具体的に質疑を行いました。自来、いろいろと若干の紆余曲折があったというふうに聞いておりますけれども、今回一応とりあえず廃止ということに決まったことについては、これは私は評価をいたしております。ただ、先ほど来同僚委員の質問にいろいろお答えがありましたけれども、それを伺っております。確かに生糸検査所という名称はなくなりますが、しかしその実、中身については廃止にはほど遠いという感じもいたします。

それはさておいて、そこで私は若干角度を変えてお尋ねをいたしたいというふうに思いますが、先ほど来お答えを聞いておりますと、大臣は、現在では多少まだ人員的に余力があると、こういうふうなお答えがありました。さらに局長が、現在自主検査の七〇％程度をこれから漸次ふやして、六十三年度にはできれば五〇％程度に持っていくたいと、そういうふうな自主検査をふやす方向の中で削減をひとつ考えておると、こういうことであつたわけでありましたけれども、そこでこれは局長のお答えで結構であります。現在の検査量から見て、適正規模といえますか、両検査所の適正規模は人員的に見てどれぐらいが適正だというふうにお考えかどうか、これをまず承ります。

○政府委員（二瓶博君） これまでもいろいろ定員の縮減をやつてきたわけですが、率直に言いますと現時点におきましても業務量に比較して定員が過剰であるというところは否めなないと思つております。そういったと、現時点の適正な人員はどれぐらいかということをごいいますけれども、これは適正な人員というのをどういふような明確な物差しではじくのかということに

なりますと、いろいろこれは議論もあらうかと思ひます。したがいまして、これだというびたりというものはございせんけれども、ただ過去の検査実績なり等からながめてみまして試算をいろいろやってみますと、現在の定員、五百三十三人というこの五十四年度の定員に比べますと、まあ六割か七割、その辺程度が適正な人員というふうに見てよろしいのではなからうか、かように思つております。

○井上計君 局長、これはもちろんこういうふうな計算はこういうふうな機関の場合大変むずかしいわけでありまして、民間でこのいうふうな適正規模、適正人員というのは、実働を仮に一日七時間とすると、検査量その他から考えて適正人員は幾らであるかという計算をするわけでありましてけれども、これはなかなかそうはいらぬというふうに思いますが、現在の五百三十三名の実在人員からして六割か七割程度が適正な人員であらうと、こういうお答えですけれども、六割か七割というのは、大体平均して職員が一日どれぐらいの実働時間、稼働時間であるのか、これはお調べになつたことがありますか。

○政府委員（二瓶博君） 一日の稼働時間が、ただいま申し上げましたような適正な人員というものをあれする際にどのぐらいになるかということをご分考しておるかということをごいしますが、この実働時間という面につきましては、率直に言ひまして、そういう面の実態把握なり今後の見通しにおきましても、一応そういう状態は調査をいたしております。したがいまして、先ほど申し上げましたのも、ある年に検査量はどのぐらいあつた、それに対して定員はこのぐらいあつた、したがいましてそれが検査数量等が減つてまいりますので、その面から見てどうであらうかと、あるいは検査能率という面、こういう面も、年間一人当たりどのぐらいの係数を検査するといふような面から推定をして大体六、七割ということをやつたわけでごいしまして、実働時間といふようなことからはいき出したといふようなものではございせん。

ではございせん。

○井上計君 現状においてはそういうことについての調査をしていない、あるいはまたそういう面ではじいたんではないというお答えであります。これはこれ以上のことについてはお尋ねをいたしません。ということは、事実上そういう調査がなされてないということなんですね。まあ実際にいろいろな検査項目から考えまして、無理もあるといふふうに思ひますけれども、たとえば言つと、ある部門は一日に一時間しか仕事がないんだと、ある部門は三時間あるといふふうな部門があつて、だからその一時間なり三時間なりのあの時間は、実はその部門の職員は何もしない、仕事をしようにも仕事がないという部門があるわけですね。それから、この部門でいま仕事をしておるが、この次の流れのところでは実は手をあけて待つておるといふふうなものもあるといふふうに私は承知しておるんです。

実は、私が生糸検査所の問題についてなぜこれを当委員会ですべて取り上げたかという理由は、横浜の生糸検査所の近所にいる人から通報があつたわけですよ。毎日見ておるけれども、全く仕事がないやうだと、そして勤務時間中といへども職員が遊んでおると、こういう状態であつた。――當時は一般消費税の問題が非常にやかましく叫ばれてつありましたが、こういう状態の中でわれわれに一般消費税を課すことについては許しがたいと、こういうふうな通報がありましてね。で、参考のためにと思つて、おとしの二月でありますけれども、横浜と神戸の検査所、私身で調査に行つた結果大変驚いた。當時の委員会でもそのことを申し上げましたけれどもね。だから、それらのものが少しでも改善をされておればいいですけれども、残念ながら余り具体的に改善はされてないといふふうに思う。ただ、先ほど申し上げましたように、一応廃止という方向に向かつて六十三年度までに大幅に人員を削減をするということが決定されましたから評価を

いたしますけれども、しかし先ほどお話しのように、具体的な調査ではないやうであります。それで六〇％か七〇％程度が適正な人員であるとすれば、現在でもすでに四〇％は実は過剰人員だといふことなんですね。

では、その過剰人員が四〇％あるということがはつきりしておつても、なおかつ、この五十四年度四百七十二人といふことになっておりますけれども、依然として過剰人員をずっと抱えたまま、このまま進んでいくわけですよ、検査量が現在より要するにずっと減りもしない、ふえない、横ばいという形で考えていって。

それでは率直にお尋ねをいたしますけれども、過剰人員が明らかにこれだけあるということがわかつておつても、このような漸減的な削減計画しか立てられない理由は何でしょうか、ひとつ局長お尋ねをいたします。

○政府委員（二瓶博君） 先ほど御答弁いたしました適正人員といひますものが、大体五十四年度の定員に対して六割ないし七割という御答弁を申し上げたわけでごいします。

そこで、まず一つは、五十五年度におきましては六十一人定員を削減をいたしております。一割強さらに五十五年度は減らすということに決めております。さらに、今後、六十三年度当初あるいは六十二年度の末といふか、その辺をめどに百九十人までに減らしていくという考え方でごいしますが、現在でもそういう過剰人員があるとすれば直ちに縮減はできないかということをごいしますが、配置転換がその際は中心にならうかと思ひます。ただ、現実の問題といたしまして、直ちに配置転換といふことが可能なものが果たしてどれだけ出てくるかといふことが一つ、これは大きな問題でございします。

それからもう一つは、その配置転換の場合におきましても、ある検査室の部門のところがございまして、先行つてしまひますと、先ほど先生からお話ございましたように、いろいろな検査をやりまして、最終的に検査の格づけが決まるわけでごいします

○井上計君　時間がありませんから余り多く申し上げませんが、民間の企業から見れば非常に緩やかなといいますか、まだまだいっぱい不満が残る行政改革といえますか、特に検査所の削減計画であるということなんです。したがって、やはり職員の方々も、民間で多くの人たちが非常に苦勞しておる、そういうことの何分の一かでも考えていただいて、むずかしい配置転換ではありますけれども、検査一筋に來られた人たちもやはりこういう情勢であるから新しい分野の仕事を覚えようという意欲を持っていたかどうか、このような指導をせびひとつお願いをしておきます。

この問題、もっと申し上げると切りがありません。

んけれども、私からあえて申し上げますならば、現在の削減計画はまだ十分でない。というのは、これから六十三年度まで九年間にわたって三分の一にならぬわけですからね。だから、その間ずっと余剰人員を抱えながら、言えば百年河清を待つような形で、の合理化計画であるわけですから、十分とは言えないことをあえて申し上げておきます。

そこで、もう一つお伺いしますけれども、生糸商品取引の、生糸の取引所ですね、この存在理由というか、存在価値というのは現在でもあるんで

すか。

○政府委員(森実孝郎君) 商品取引所として生糸を上場するかどうかという問題でございます。これはいろいろな面から検討をしなきゃならないと思います。

一つは、どういう機能を営んでいるかでございます。現在、やはり公正な価格形成の場ということと、当業者のヘッジという機能はかなり果たして

それから二番目は、現実にやはり現在の仲間内の現物相場と取引所の価格というものに乖離があるかどうかということ。これはこの数年間を例にとりますと、ほとんど乖離がない形で当限の価格と現物相場は動いているという実態がございます。

す。それから三番目は、もしこれがなかったらどう

いう状況が起こるだろうかということがやはり私も一番大きな問題ではないかと思ひます。現段階で生糸の上場が廃止されるということになりま

す。関連事業者にとつてやはり事業活動の指標、価格の指標がなくなる、ヘッジをする場所を失つて危険負担が増大するという問題があります

し、そのことがやはり何と申しますか、類似の市場の輩出を生むとか何とかという社会的な悪影響ということもやはり考えなきゃならぬと思ひま

す。こういう視点で私ども、現状ではやはり生糸取引所はそれなりの機能を果たしているし、十分存続を図っていくべき状況ではないかと思つており

ます。○井上計君 現状では存在理由があると、存在価値があるというふうなお答えであります。これは見方によつては必ずしもそうでないと言ふ人も

あるわけですね。やはりメリット、デメリット両方あるわけですね。いつまでもいまおっしゃるよう

な考え方で商品取引所、これは生糸だけではあり

ません。生糸は農林省所管で申し上げるんではあり

れども、もちろん綿糸あり、あるいは毛糸あり、その他のやはり商品取引所があると思ひますが、

当然現在の日本の経済機構あるいは産業構造の中

で私は商品取引所についての見直しをすべき時期

に来ておるんではなからうかというのを考えて

おりますので、あえていま、きょう、この存置に

ついての有無は言ひませんけれども、いままで

と、言へば十年前あるいは二十年前の固定したよ

うな考え方で依然として必要だという考え方はど

うであらうかということだけ、きょうは申し上げ

ておきます。先ほど市川委員からも生糸の在庫が非常に多い

というふうな質疑が行われておりますけれども、

それらもすべてとは言ひませんけれども、やはり

商品取引所があることがあるいは一つの原因にな

つておるんではなからうかというふうな面もうか

がわれます。これは思惑等が、当然取引所があり

ますから行われているわけですし、生産者の原価

というものを無視した形でいつまでも取引所で投

機相場が行われているということについてはどう

であらうかと、まあ見解が多少異なるかも知りま

せんが、私はそういう考え方を持っておりますの

で、これは検討すべきであらうということ、ひ

とつこれは提言だけしておきます。そこで、つい

でありますので、食糧庁関係のことについてち

よつとお伺いしたいと思ひます。食糧事務所の

米穀検査官がたしか五十二年度は約一万七千

人、これが五十三年度から一万三千人に減つて

おるといふことを聞いておりますけれども、その

四千人は新しい業務についたから米穀検査官が

減つておるといふのですか、どうですか。まず、

最初それをお伺いいたします。○政府委員(松本

作衛君) 一つは、食糧事務所の定員全体が減少

しておりますので、その定員減といふことでこの

検査官の減少が吸収されております。もう一つ

は、食糧事務所の仕事が食糧制度の運営に對し

ましていろいろと努力すべき点も出ております

し、特に新しい食品流通関係の調査を担当を

いたすことになっておりますので、その関係の

業務にも振り向けられております。○井上計君

いま、食糧事務所の業務内容、この三年ほど

前からふえておる業務の内容といひますか、それ

らについて、同時にまた、それぞれの検査目ごと

の検査官の比率といひますか、そんなのおわか

りならちよつと簡単に指示をお願いいたし

ておきます。○政府委員(松本作衛君) 實は、

検査官がどのよ

うな検査に分割されておるといふことにつ

きまして、正確な把握が困難でございますので

やっておりますが、食糧検査官を含めた食糧事務

所の職員の業務分担が大体どのような内容にな

つておるかというものは調べておりますので、

その点をお答えしたいと思ひますが、共通部分

を除きまして、検査、買入れ関係の業務が約三

五%、それから保管、運送、売却といひました

ような業務、これが約三〇%、それからこれら

の業務を適正に実施いたしたための指導及び調

査といふようなものが二五%、それと、ただいま

申し上げました新しい食品関係の流通、価格等

の調査をいたしておりますので、これが約一〇%

という割合になっております。○井上計君 米の

検査については、これはもう当然のことではあ

りませんが、年々通じて大体一月半から二月

月ぐらい、あとはほとんど、いま保管だとか

運送だとか売却等についての業務はあります

けれども、事実上米の買入れについての細目

検査はないわけですね。したがって、その間

は長期間かなりやはり労働力が余つておると

いふ、そういうことになっておるかと思ひます

けれども、現在、そういうふうな言へば閑散期

について検査官等の業務はどういう業務が主

として行われておるんですか。○政府委員(松

本作衛君) 従来から米の検査業務は御指摘の

ように非常に季節的な差がございますので、

繁忙時期にはいわゆる全体を挙げて検査に

従事する反面、いわゆる暇な時期にはその他の

業務に従事するといふことでございまして、そ

の他の業務といひましては、ただいま申し上げ

ましたいわゆる保管、輸送といふような業務

のほか、この食糧の業務を実施するために必要

な調査ないしは事前の指導といふような業務

があるわけでございます。○井上計君 率直に

申し上げまして、言へばそういうふうなその

他の業務といふのは、事実上仕事量の量から

するとそれほど多くない、あるいはごくわず

かである。したがって、その期間は検査官の

ほとんどが休んでおるといふ事実はあるわけ

です。○井上計君 先ほど生糸の検査所の例

でも申し上げましたけれども、それらの人た

ちがもつと有効に勤務時間を使うことができる

ような教育あるいは指導といふものをぜひ

ひとつ具体的に考えて進めていただきたい、

これは要望しておきます。米の検査官等につ

いても、聞くところによりますと、かなり勤務

時間中の、当然拘束されるべき時間に相当言

へば勤務外のことをやっておるといふふうな

事実がやはりあるわけですね。これも私が

おととしの問題を指摘をいたしましてから、

ずいぶん私の手元に内部告発が来ていま

ま、それを全部申し上げると、またいろいろ

と物議を醸す点もあります。時間もありません

から申し上げませんけれども、やはり私は

そういう実態を十二分にひとつ調査をされ

て、いい方向に指導されるように今後とも大

いに御努力をいただきたいと思ひます。こ

れは要望しておきます。なお、もう一つお

伺いをいたしますけれども、減反政策がい

ろいろと行われております。ところが食糧

庁の職員の中で、これもおとし何った話

であります。兼業農家、言へば農家出身の

職員がどの程度ありますかと。これを伺いま

す。○井上計君 調査してないからわからぬ

けれども、大体六〇%か七〇%程度であらう

といふふうなお話がありました。大体六〇%程

度のようでありまして、それらの人たちは

うちへ帰るとやれ奥さんなりあるいは息子

さんなりあるいはおやじさんと一緒にな

つて米の生産をやつておるといふことにな

るわけですね。そういう人たちに對して、

減反政策として、食糧庁としてはどうい

うふうな指導をしておられますか。○政府

委員(松本作衛君) ただいま御指摘がござ

います。食糧事務所の職員の中で、兼業農

家の割合がございまして、これは御指摘が

ございまして、非常に比率の高い県もござ

いますけれども、全国平均では約三八%と

いふような数字になっております。もちろ

んこれは県ごとによつて非常に比率が違

つております。そこで、これらの農家の水

田利用再編策についで協力につきましては、

五十二年の十一月と五十四年の十一月に、

農林大臣談話におきまして水田を所有し

ておる公務員に對してこの水田利用

の指導をいたしていただくというふうに思

ひます。これは要望しておきます。

再編対策の趣旨を十分理解の上率先して対処するよう要望をいたしております。この旨を受けまして食糧庁におきましては、食糧事務所の職員が率先してこれに協力するよう、庁の内部としても要請をいたしておるところでございます。

○井上計君 極力そのような要請をされたようでありましたけれども、その成果としてはどうですか、把握しておられますか。

○政府委員(松本作衛君) 正確な調査をいたしておりますけれども、都道府県等からの情報を総合いたしますと、公務員の多くは集落の転作推進に積極的に取り組んで、みずからも努力をしておるといふふう聞いておりますし、大きな方向としてはそのような対処をしておるものといふふう考えております。

○井上計君 成果が上がってあれば結構でありますけれども、しかし、まだまだ一般の専業農家から相当不満があるわけですね。同じように、言えば公務員である兼業農家も自分たちも同じようなやり減反率である、不公平だと、こういう不満もかなりあるわけですね。事実確かに考えても不公平だといふふうに思います。だから、むしろ私はさらに指導を進めていただいて、極端なことになるかも知れませんが、公務員である兼業農家は自家飯米以外には生産をしないぐらいの強力な指導をされるのが、私は減反によつて大変不満を持っておる一般専業農家の人たちに對する、これまたたえる方法ではなからうかといふふう考えております。これもいろいろお立場上そう簡単にまいらぬといふようなこともわかぬわけじゃありませんけれども、ただ、通一遍の指導だとか通達だとか協力要請といふことではなかなかそういう不満は解消できないのではなからうかと、こう思います。特に要望をいたしておきます。

大臣に何もお聞きをしなかつたんですが、大臣何かお聞きしましたようか。よろしいですか。(笑声) それじゃ終わります。

○委員長(古賀雷四郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。――別に発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。
本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(古賀雷四郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古賀雷四郎君) 次に、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。宇野行政管理庁長官。

○國務大臣(宇野宗佑君) ただいま議題となりました行政管理庁設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨今の内外の厳しい諸情勢の中にありまして、行政の簡素効率化及び行政の公正確保についての国民的要請が非常に高まりを見せております。国の行政機関の業務の実施状況を監察し必要な勧告を行うことをその任務の一つとしております行政管理庁といたしましては、国の業務と密接なかわりを持ついわゆる特殊法人につきましてもその業務を調査する必要があります。しかし、現在、監察の調査対象となつてゐる特殊法人は、公社、公庫、公団及び事業団に限られており、その他の特殊法人は調査対象法人となつておりません。

したがいまして、行政の一層の合理化、能率化を図るため、監察の調査対象法人の範囲をすべての特殊法人にまで拡大する等所要の改正を行うものであります。以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(古賀雷四郎君) 以上で説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十七分散会

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月十七日)
一、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、公務員の定年制・退職手当法改定反対等に関する請願(第二六八七号)
一、旧満洲航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願(第二七〇八号)

一、国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(第二七五〇号)
一、旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願(第二七三三号)(第二七九九号)
一、旧陸海軍人等の戦後強制抑留者補償に関する請願(第二八〇〇号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第二八〇一号)

第二六八七号 昭和五十五年四月十一日受理
公務員の定年制・退職手当法改定反対等に関する請願
請願者 宮城県仙台市角五郎二ノ一三ノ一
紹介議員 立木 洋君

一、週休二日制に関する人事院勧告を直ちに完全実施すること。
二、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案を撤回すること。
三、定年制導入のための改正法案を撤回すること。

四、定年制、退職手当等労働条件にかかわる問題は、労使の交渉事項であることを決議すること。

理由

今日、中央・地方を問わず財政危機に直面しているなかで、政府は、行財政制度の民主的、抜本的改善に着手することなく、その責任を勤労国民に転嫁しようとしている。なかでも公務員労働者に對しては、共済年金制度の改悪を強行し、更に、労働基本権の代償である人事院勧告にまで介入した不当な賃金抑制政策、行政改革による首切り「合理化」を策動しながら、公務員制度の根幹にかかわる定年制導入、退職手当の改悪の法案を国会に提出し、その強行成立を図ろうとしている。このことは、「財政再建」の名のもとに進められる公務員攻撃そのものである。本来、公務員労働者の賃金や労働条件は、労・使の団体交渉と合意によつて決定されるべきものであり、政府権力によつて、これらの施策が一方的に進められていくことを我々は断じて容認することができない。

第二七〇八号 昭和五十五年四月十一日受理
旧満洲航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願
請願者 東京都大田区蒲田三ノ八ノ一〇満

航会内 堀山敬史

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第一四〇三号と同じである。

第二七五〇号 昭和五十五年四月十四日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県釜石市甲子町向定内一二ノ

一七六全医労釜石支部内 小林美

千代外五百三十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第二七七三三号 昭和五十五年四月十四日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 神奈川県秦野市今泉二〇九 小泉

陽明

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第二七九九号 昭和五十五年四月十五日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 宮崎市橋通東一ノ一ノ一宮崎県

金錫会内 今村重孝

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第二八〇〇号 昭和五十五年四月十五日受理

旧陸海軍人等の戦後強制抑留者補償に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会

議長 八巻一夫

紹介議員 鈴木 正一君

この請願の趣旨は、第二二五二号と同じである。

第二八〇一〇号 昭和五十五年四月十五日受理

傷病恩給等の改善に関する請願(五通)

請願者 東京都品川区荏原一ノ八ノ一〇

阿部省吾外四名

紹介議員 大谷藤之助君

重度戦傷病者とその家族に対する傷病恩給等につ

いて、次の事項の実現を図りたい。

一、重度戦傷病者の家族による介護も、今やその老齢化により限界に達している。国は家族にのみその労を負わせることなく、その負担軽減のため特別加給(介護支当)を増額すること。

二、重度戦傷病者のために、その生涯をきざした家族に対し、受給者死亡後に特別の措置を講ずること。

三、インフレ物価高、人件費等、諸経費の高騰という昨今の経済情勢は、すべて人手を借りなければならぬ重症者の生活を圧迫し、重い障害による長年の精神的、肉体的苦痛に加え一層困難にしているため、速やかに傷病恩給を増額すること。

四、増加恩給の特別項の割増率は、どんなに障害が重なるても一項の七割増以内とされている。この制限を撤廃し、障害を合算した額を支給すること。

五月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第二八六〇号)(第二八六一号)(第二八六二号)(第二八六三三三)(第二八六四号)(第二八六五号)(第二八六六号)(第二八六七号)(第二八八四号)(第二八八五号)

一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第二九二〇号)(第二九三九号)(第二九四〇号)

一、外派遣旧軍属の処遇改善に関する請願(第二九五一号)

一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第二九五九号)

一、旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願(第二九六六号)

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願(第二九六七号)

一、傷病恩給等の改善に関する請願(第二九六八号)

一、外派遣旧軍属の処遇改善に関する請願(第二九六九号)(第二九七〇号)(第二九七一号)(第二九七二号)

一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第二九七五号)(第二九七六号)(第二九七七号)

一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(第三〇一五号)(第三〇一六号)(第三〇二四号)

一、外派遣旧軍属の処遇改善に関する請願(第三〇二八号)

第二八六〇号 昭和五十五年四月二十一日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区池尻四ノ八 倉嶋

明子外三百二十六名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二八六一号 昭和五十五年四月二十一日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 川崎市中原上平間一、七〇〇

伊藤修二外二百七十九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二八六二号 昭和五十五年四月二十一日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘九ノ七 辻

本義雄外百九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二八六三三三 昭和五十五年四月二十一日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾二九 吉田

真理外四百六十七名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二八六四号 昭和五十五年四月二十一日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 大阪府守口市藤田町一ノ一〇二

坂本雅俊外四百六十八名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二八六五号 昭和五十五年四月二十一日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 大阪府岸和田市岸城町二ノ二

奥須美子外四百六十七名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二八六六号 昭和五十五年四月二十一日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 東京都江東区塩浜一ノ四ノ四四

稲谷久雄外三百二十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二八六七号 昭和五十五年四月二十一日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 大阪府城東区野江三ノ四ノ九 古

田健外三百二十五名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二八八四号 昭和五十五年四月二十一日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 大阪市生野区生野東一ノ一四ノ九
竹林隆外四百六十八名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二八八五号 昭和五十五年四月二十一日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 千葉県成田市台三ノ三 木島勝
弥外三百二十五名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二九一九号 昭和五十五年四月二十二日受理
国家公務員等の諸制度改善反対等に関する請願

請願者 沖縄県宜野湾市志真志二五三全医
労沖繩病院支部内 幸喜ツヤ子外
千四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第二九二〇号 昭和五十五年四月二十二日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 京都府城陽市久世里ノ西一六八ノ
七五 清水隆雄外八百二十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二九三九号 昭和五十五年四月二十二日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 東京都板橋区赤塚二ノ三五ノ一五

紹介議員 山田洋子外二百五十一名
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二九四〇号 昭和五十五年四月二十二日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 大阪府高槻市別所中の町二ノ九
田中裕外四百六十八名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二九五一号 昭和五十五年四月二十三日受理
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願

請願者 鹿児島市下伊敷町七九ノ一 末
古清蔵
紹介議員 穂山 篤君
一、外地派遣旧軍属の外地派遣期間について、旧
軍人と同様の加算年に相当する処遇がえられる
よう関係法律を整備すること。
二、関係法律の整備が著しく困難な場合は、旧日
赤看護看護婦と同様の慰労金を給付する等、外
地派遣期間に対してなんらかの救済措置をする
こと。

理由
我々は、昭和十六年十月東京の鉄道教習所に二箇
年入所するという名目で、千葉の鉄道連隊に集結
し、第十特設鉄道運輸部隊の軍属として、現在の
北ベトナムのハイフォンに上陸、シンガポール作
戦に参画、タイ、マライと転戦し、シンガポール
陥落後は、マライ鉄道の復興に当たり軍政監部の
指揮下に入り鉄道輸送業務に従事した。更に昭和
十八年から泰緬鉄道建設業務に従事し、昭和二十
一年八月当地において終戦を迎えた。それから約
一年の終戦業務の後、昭和二十一年十一月ほとん
どの者が内地に帰還したが、一部の者は労務関係
の業務を担当し連合軍に名簿が提出してあつたた
め戦犯客疑者として逮捕され、シンガポールのチ
ャンギ刑務所に送られ約七箇月の獄生活を強い

られ、昭和二十二年六月に内地に帰還した。二年
契約であつたものが足掛け七年という長い戦地生
活になつたわけである。また、年齢の若いほとん
どの者が軍籍関係にあり、支那事変に従軍、我が
家に帰つたかと思つたら、また、軍属部隊に入隊
し、長い戦地生活を強いられる破目に生きた者も
ある。しかし、敗戦という現実遭遇に生きた者も
つた喜びは何物にも変えがたく軍属も軍人恩給が
もらえたら軍人軍属期間を通算して申告するよう
にとのことであつたが、当時、戦争に負けて何の
軍人恩給だという気持が先にたち、鉄道共済年金
があるからということではほとんどの者が申告して
いないと思われ。しかしながら、我々が命令的に
軍属部隊に派遣されたときは、外地戦時加算が
つくとのことであつたが、鉄道共済年金法により
任官者は外地戦時加算(恩給法)があるが、雇員以
下の者は加算の恩恵がないということである。
当時、我々は戦地において軍務遂行に青春をささ
げたが、戦地の苦しみも分からずに国鉄の生活を
終えた同僚と年金が同じ、否、かえつて低いとい
うことは余りここに任官者と同じように雇員以下
の者には戦地加算を認めるよう、いわゆる国鉄共
済年金法をはじめ関係法律の改正方を望むもので
ある。また、昭和五十四年四月から旧日本赤十字
社の看護看護婦に対しては、兵と同様に加算年を
認めて一定年限以上に達した者には慰労金が支給
されておられ、昭和五十五年度予算には旧陸海軍
看護婦に対しても同様の措置をとるため調査費が計
上されて国家補償が行われようとしている。以上
のことから我々に對しては、旧軍人等と同様に加
算年に相当する措置をとるよう強く希望すると
も、その実現が著しく困難な場合には、これに
代わるなんらかの救済措置をするよう望むもので
ある。

第二九五九号 昭和五十五年四月二十三日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 熊本市新屋敷二ノ一五ノ二六 笹
原正志外四百五十一名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二九六六号 昭和五十五年四月二十三日受理
旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国
特殊機関職員指定に関する請願

請願者 東京都港区新橋一ノ一八ノ二航空
会館分館内日本航空協会内中華航
空会内 高橋晋作
紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二九六七号 昭和五十五年四月二十三日受理
旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 宮崎市楠通東一ノ一ノ一宮崎県
金鶴会内 今村重孝
紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第一五六一号と同じである。

第二九六八号 昭和五十五年四月二十三日受理
傷病恩給等の改善に関する請願

請願者 和歌山市和歌浦東一ノ三ノ三四
片桐正富
紹介議員 前田 勲男君
この請願の趣旨は、第二八〇一号と同じである。

第二九六九号 昭和五十五年四月二十三日受理
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願

請願者 三重県松阪市新座町一、一〇〇
野瀬梅郎
紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第二九五一号と同じである。

第二九七〇号 昭和五十五年四月二十三日受理
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願

請願者 三重県上野市朝屋九三一 榎並清
二

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第二九五一号と同じである。

第二九七一号 昭和五十五年四月二十三日受理
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願

請願者 鹿兒島市武町一、六六〇 福元一
徳

紹介議員 林 道君

この請願の趣旨は、第二九五一号と同じである。

第二九七二号 昭和五十五年四月二十三日受理
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願

請願者 京都府福知山市市寺 阪本佐市

紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第二九五一号と同じである。

第二九五五号 昭和五十五年四月二十四日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 兵庫県洲本市下加茂一ノ四ノ四
林優外六百四十九名

紹介議員 阿貝根 登君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二九九六号 昭和五十五年四月二十四日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡肥前町高串 青木
茂美外七百四十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二九九七号 昭和五十五年四月二十四日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 兵庫県加古川市上荘町都台一ノ一
五ノ四 藤井修外九十二名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第二九八八号 昭和五十五年四月二十四日受理
国家公務員等の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 佐賀県三養基郡中原町東寒水 大
熊悦雄外五百五十四名

紹介議員 阿貝根 登君

この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第三〇一五号 昭和五十五年四月二十四日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 福岡県三潴郡大木町筏溝 中村肇
外五千百名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三〇一六号 昭和五十五年四月二十四日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市下鉢山三〇一 岡本
邦夫外二千三十三名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三〇二四号 昭和五十五年四月二十四日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 名古屋市昭和区神村町二ノ一九
竹内一男外千九百九十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二四七九号と同じである。

第三〇二八号 昭和五十五年四月二十四日受理
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願

請願者 鳥取県米子市河崎一、五五六ノ三
伊藤忠三郎

紹介議員 浅野 拡君

この請願の趣旨は、第二九五一号と同じである。

第九十一回国会内閣委員会会議録第九号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

二 四 六 ながらかう なからうか

四 一 一 護 護 警 護

三 二 四 てし して

三 二 四 万 億

ベシ 段 行 誤 正

二 三 〇 いしたて いたして

三 一 四 情勢あ 情勢の

第十号中正誤

1

昭和五十五年五月十五日印刷

昭和五十五年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局